

岡 山 大 学

医学部医学科便覧



2025 年

目 次

1.	岡山大学の理念, 目的等	1
2.	医学部医学科における3つのポリシー	2
3.	岡山大学学則	10
4.	岡山大学医学部規程	24
5.	医学部医学科試験並びに履修等に関する内規	39
6.	統一卒業試験についての申し合わせ(抜粋)	49
7.	医学部医学科成績評価基準	50
8.	岡山大学医学部医学科専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項	51
9.	岡山大学学生に係る懲戒等に関する規則	52
10.	アンプロフェッショナルな行為にかかるイエローカード制に関する申し合わせ	58
11.	医学部医学科で開講する授業科目での学内研究施設の使用に関する申し合わせ	59
12.	学生支援について	60
13.	学生生活の注意事項	61
14.	岡山大学医学部医学科医学教育学生会内規	76
15.	医学部体育館, 武道館使用内規	77
16.	鶴翔会会則	78
17.	在学者数・卒業者数・学位授与数	81
18.	職員	
	名誉教授, 歴代医学部長, 歴代病院長	82
	専攻分野別教員	85
19.	医学部の沿革	96
20.	鹿田地区構内建物配置図	106

1. 岡山大学の理念, 目的等

1 岡山大学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的, 持続的に進展させるためには, 常に新たな知識基盤を構築していかなければなりません。岡山大学は, 公的な知の府として, 高度な知の創成(研究)と的確な知の継承(教育と社会還元)を通じて人類社会の発展に貢献します。

2 岡山大学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

岡山大学は, 「自然と人間の共生」に関わる, 環境, エネルギー, 食料, 経済, 保健, 安全, 教育等々の困難な諸課題に対し, 既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ, 人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とします。このため, 我が国有数の総合大学の特色を活かし, 既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして, 高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施します。

3 岡山大学の教育の基本的目標

岡山大学は, 大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させます。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として, 学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに, 学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて, 個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し, 国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

岡山大学医学部医学科の使命・教育理念

岡山大学医学部医学科の使命

医の倫理に徹し, 科学的思考法と高度な医学的知識・技術を体得し, 生涯学習を通して社会的信頼を得るに足る臨床医並びに医学研究者を養成し, もって人類及び国際社会の健康と福祉に貢献する。

岡山大学医学部医学科の教育理念

医療の中核を担う指導的立場の医療人育成

医学部医学科 教育の方針

教育の基本的目標

医学部医学科は、その最重要な使命として優れた臨床医及び医学研究者の養成活動を充実させます。長年にわたる着実な研究活動の成果を基礎として、学生が主体的に科学的思考法と高度な医学的知識・技術を体得し得る能力を涵養します。また学生同士や教職員との密接な対話や議論並びに生涯学習を通じて、個々人が医の倫理に徹し、社会的信頼を得るに足る豊かな人間性を醸成できるように支援します。併せて国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

養成する人材像

医学部医学科の教育の基本的目標に掲げられた「学生が主体的に科学的思考法と高度な医学的知識・技術を体得し得る能力」「医の倫理に徹する力」「高い総合的能力」「高い人格」をそれぞれ「実践力」「探究力」「コミュニケーション力」「専門力」「教養力」として捉え、「人々の健やかさを守るために高い倫理観の下で専門的知識・技能を的確に発揮してしなやかに成長し続ける、医学領域の先駆的实践者」を養成します。

人々の健やかさを守るために高い倫理観の下で専門的知識・技能を的確に発揮してしなやかに成長し続ける、医学領域の先駆的实践者

以下、5つの力を持つ人材を養成します。

- 他者と繋がり医学・医療の課題解決に挑む実践力
- 生命や事象をありのままに捉え、医学・医療の課題を見出す探究力
- 医学・医療において他者と繋がり学び合うコミュニケーション力
- 地域・世界の医学・医療が求める基礎的かつ体系的な専門力
- 医学・医療や社会に関心を持ち、学びを習慣化する力

卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）

医学部医学科は、先に掲げた人材を養成するため、所定の期間在学し、以下に掲げる力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

修得できる力：実践力・探究力・コミュニケーション力・専門力・教養力

【実践力】他者と繋がり医学・医療の課題解決に挑む実践力

医療者、医学研究者として、地域・世界の多様な医療課題の解決に向けて高い倫理観を持って自ら進んで行動することができる。

【探究力】生命や事象をありのままに捉え、医学・医療の課題を見出す探究力

医療者、医学研究者として、恒常的な医療の質向上に向けて、絶えず学術的且つ多角的な視点で課題を見つめ取り組むことができる。

【コミュニケーション力】医学・医療において他者と繋がり学び合うコミュニケーション力

医療者、医学研究者として、多様な方法を適切に用いながら、共感性豊かな対話と傾聴によって差異を超えて互いを高め合うことができる。

【専門力】地域・世界の医学・医療が求める基礎的かつ体系的な専門力

医療者、医学研究者として、専門領域における基盤的知識・技能を高い水準で身につけ、必要に応じてしなやかに伸長させながら的確に発揮することができる。

【教養力】医学・医療や社会に関心を持ち、学びを習慣化する力

医療者、医学研究者として、地域・世界の多様な医療課題に関心を持ち、豊かな人間性と深い教養を身に付けるために絶えず好奇心を持って学び続けることができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）で掲げた力を修得した人材を養成するため、医学科として以下の方針及び考え方にに基づき、教育課程を編成し、実践します。

教育の実施方針

持続可能社会における医学・医療の実践に向けて学生が主体的に学び続ける能力を育成する教育を実施します。

教育内容の考え方

主体的・対話的で深い学びの視点から、医学・医療において「何を教えたか」から学生が「何ができるようになったか」を重視して、以下の教育内容を提供します。

【共通教育】

全ての学生に共通して求められる汎用的技能の育成を目指し、他の学生と学び合う、共に育ち共に創る実践的な活動を提供します。

自身の考えと異なる人との対話や協働を進めるために必要な知識や技能を身につけるカリキュラムを提供します。

【専門教育】

医学領域の多彩な教育内容を体系的に提供することによる深い理解と、異なる専門領域の知識を統合したり、協働を通して創造したりすることができる機会を提供します。

自身の考え方を豊かにする異分野の知識や技能、自身の専門を築いていく体系的かつ標準的な医学領域の知識及び技能を、学生同士が切磋琢磨することにより身につけるカリキュラムを提供します。

【言語教育】

医療者、医学研究者として、グローバル社会を生きるうえで必要とされる英語力を伸ばす教育を提供します。

聞く、読む、話す、書く、を統合した総合力を伸ばすために必要な英語、異文化理解の科目群による初修外国語に加えて、医学領域の専門科目についても英語を用いて学ぶ機会を提供します。加えて、正課のみならず正課外においても医学英語を学ぶ機会を創出します。

教育方法の考え方

前述の教育内容を以下の方法で提供します。

(1)自身の可能性を主体的に広げる教育方法を展開します。

人が交わる共通教育、知が交わる専門教育、言葉が交わる言語教育を通して他者を理解し、切磋琢磨しながら、自身の可能性を広げる教育方法を実施します。

(2)総合大学の特長を活かした教育体系を提供します。

自らの専門を尊重しながらも、様々な専門との出会いにより、共に考え、共に動き、共に創り、共に育む教育体系を医学科の全科目で展開します。

(3)学生の成長に応じた実践的な教育プログラムを提供します。

学士課程では学内外及び国内・国外の医療現場における実習・演習やリサーチ・インターンシップ等、地域や世界とつながった実践的な学びを提供します。

学修評価の考え方

厳格な学修評価を実施します。

医学科における授業科目の成績評価については、基準・方法を予め明示し、それらに基づいて学修成果を評価します。

正課外教育の考え方

学生が授業での学びを越えて自らの成長を実感できる正課外の機会を提供します。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

医学部医学科は、以下に掲げた力を身につけた人材を求めます。

求める人材像

学んで身につけた知識を統合して課題に迫る実践力、課題に対する自らの考えを多角的に導き出す探究力、自らの疑問や興味、考えを多様な方法で分かり易く表現できる力、自然や社会に関する高い水準の知識・語学力、学びそのものに興味を持ち、工夫・創造することができる力を身につけている人材を広く求めます。

求める力

【実践力】

学んで身につけた知識を統合して課題に迫ることができる。

【探究力】

課題に対する自らの考えを多角的に導き出すことができる。

【コミュニケーション力】

自らの疑問や興味、考えを多様な方法で分かり易く表現できる。

【専門力】

自然や社会に関する高い水準の知識・語学力を備えている。

【教養力】

学びそのものに興味を持ち、工夫・創造することができる。

医学部医学科の選抜方針

幅広く多様な人材を確保するため、複数の試験及び日程の入試を実施します。

医学部医学科の選抜方法

学力検査、面接、書類審査、ペーパーインタビューなどによる試験のいずれかを、あるいは組み合わせて行い、本学での学修に足る学力または適性を測ります。

選抜方針・各選抜方法の具体的な考え方

一般選抜(前期日程)

6教科8科目の大学入学共通テストを課し、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価します。個別学力検査等では数学・理科2科目・外国語(英語)を課し、医学を学ぶ上で基盤となる科目への理解度を評価します。また面接により、将来の医学・医療の担い手としての適性を総合的に判断します。

学校推薦型選抜Ⅱ(大学入学共通テストを課すもの)

地域枠コースとして募集、選抜を行います。調査書・志願所信書等の書類審査と面接試験で、志望する各県の出願要件を満たし、各県が貸与する奨学金を受給すること、かつ当該県内での医療に従事する強い意思を確認し、将来の医学・医療の担い手としての適性を総合的に判断します。入学後の学修のため、6教科8科目の大学入学共通テストを課し、基準点以上の者から選抜します。

私費外国人留学生選抜

本学の定めた出願資格を満たしている者に対して、書類審査、日本留学試験(日本語、数学コース2、生物および他1科目理科)を課し、日本の高等学校卒業レベルの基礎学力を評価します。個別学力試験では数学・理科2科目・外国語(英語)を課し、医学を学ぶ上で基盤となる科目への理解度を評価します。さらに面接を課し、将来の医学・医療の担い手としての適性を総合的に評価します。

国際バカロレア選抜

国際バカロレア資格(IB最終成績評価39/45点以上)を有し、日本語(言語Aで成績評価4以上)又は、言語Bで成績評価HL(HIGHERLEVEL)6以上、理科2科目および数学(所定の成績評価以上)を修得した者に対して、書類審査を行い、日本の高等学校卒業レベルの基礎学力および医学を学ぶ上で基盤となる科目への理解度を評価します。さらに面接を課し、将来の医学・医療の担い手としての適性を総合的に評価します。

第2年次編入学(学士入学)

本学の定めた出願資格を満たしている学士に対して、書類(TOEFL-iBT成績証明含む)審査を行います。書類審査合格者を対象に、学力試験では生物学を課し、医学を学ぶ上で基盤となる科目への理解度を評価します。加えて、小論文により問題解決能力、知的探究心、独創性を評価し、面接により、将来の医学・医療の担い手としての適性を総合的に評価します。

入学者選抜と、学力の3要素との関係

入試区分	知識・技能		思考力・判断力・表現力等の能力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
一般選抜 (前期日程)	○	大学入学共通テスト	◎	個別学力検査(数学, 理科, 外国語(英語)) 面接	☆	面接 調査書
学校推薦型 選抜Ⅱ	◎	大学入学共通テスト	☆	面接 推薦書・志願所信書	☆	面接 調査書・推薦書・志願所 信書
国際バカロレア選抜	◎	IBスコア	☆	IBスコア 自己推薦書	○	面接 評価書
第2年次 編入学	◎	TOEFL-iBTスコア 成績証明書 学力検査	◎	小論文 面接	☆	面接 推薦書

(注) ◎は特に重視する要素、○は重視する要素、☆は総合的な判断となる要素

各要素に対する資料は、「主とする資料」であり、それ以外の要素でも活用する場合があります。

入学前に学習しておくことが期待される内容

高等学校において、論理的思考力を身につけ、筋道の立った文章を書き、自然科学の基礎知識と思考方法を習得しておくことが必要です。入学後の学修のため、高等学校において習得していることが望まれる教科は、国語、外国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報です。

ディグリー・ポリシーに掲げる「修得できる力」に紐付く学修成果について

養成する人材像	修得できる力			学修成果 (LCOs)
人々の健やかさを守るために高い倫理観の下で専門的知識・技能を的確に発揮してしなやかに成長し続ける、医学領域の先駆的実践者	実践力	他者と繋がり医学・医療の課題解決に挑む実践力	医療者、医学研究者として、地域・世界の多様な医療課題の解決に向けて高い倫理観を持って自ら進んで行動することができる。	自らの意思で、自身の能力向上や精神的な成長を目指すことができる。
				地域・国際社会の一員として、医療を通してコミュニティに貢献できる。
				積極的に問題を見出し、適切な改善策を講じることができる。
				チームの一員として、他者を教え、育てることができる。
	探究力	生命や事象をありのままに捉え、医学・医療の課題を見出す探究力	医療者、医学研究者として、恒常的な医療の質向上に向けて、絶えず学術的且つ多角的な視点で課題を見つめ取り組むことができる。	医学・医療を究めるために、自ら目標を設定し、達成にむけて取り組むことができる。
				様々な情報に興味・関心をもち、適切な手段を用いて情報を獲得できる。
				収集した情報の質を適切に分析・評価し、正しい判断を下すことができる。
				獲得した情報を正しく効果的に活用できる。
	コミュニケーション力	医学・医療において他者と繋がり学び合うコミュニケーション力	医療者、医学研究者として、多様な方法を適切に用いながら、共感性豊かな対話と傾聴によって差異を超えて互いを高め合うことができる。	患者やそれに関わる人々の話を傾聴し、相手の気持ちを理解して気遣うことができる。
				情報を仲間やチームで共有し、よりよい医療の実現に結びつけることができる。
				チームの中で自らの役割を見出し、責任をもって役割を果たすことができる。
				自らのストレスや心の健康状態について正しく認識し、対処できる。
	専門力	地域・世界の医学・医療が求める基礎的かつ体系的な専門力	医療者、医学研究者として、専門領域における基盤的知識・技能を高い水準で身につけ、必要に応じてしなやかに伸長させながら的確に発揮することができる。	人体の構造と機能、疾病の成り立ち、予防と治療について深く理解し、説明できる。
				専門的な知識のもと、新たな発見にむけ意欲的に取り組むことができる。
				医学的視点から、人々が健康に過ごせる社会・環境づくりに貢献できる。
				指導医の指導・監督のもとで基本的な診療を実践できる。
教養力	医学・医療や社会に関心を持ち、学びを習慣化する力	医療者、医学研究者として、地域・世界の多様な医療課題に関心を持ち、豊かな人間性と深い教養を身に付けるために絶えず好奇心を持って学び続けることができる。	修得した幅広い教養を基盤に、人々の多様性を理解し、これを受け入れることができる。	
			問題を様々な視点から捉え、慎重かつ論理的な分析ができる。	
			医療人としての規範を理解し、医療・研究現場の秩序を守ることができる。	
			明確な目標を立て、目標に達成にむけ行動し、人として成長し続けることができる。	

岡 山 大 学 学 則

〔平成16年4月1日〕
〔岡大学則第2号〕

改正 平成16年 7月29日学則第4号
平成17年 3月24日学則第1号
平成17年12月 1日学則第2号
平成18年 1月26日学則第2号
平成19年11月29日学則第5号
平成20年 1月31日学則第2号
平成21年 1月28日学則第2号
平成21年 3月27日学則第5号
平成22年 1月28日学則第2号
平成22年 9月30日学則第6号
平成25年 1月28日学則第1号
平成26年 1月28日学則第2号
平成26年 4月30日学則第5号
平成26年 6月19日学則第7号
平成28年 1月26日学則第1号
平成28年 2月23日学則第4号
平成28年 3月29日学則第6号
平成29年 1月31日学則第1号
平成29年 8月 1日学則第4号
平成30年 3月27日学則第2号
平成30年 7月 5日学則第4号
平成30年 9月27日学則第6号
平成31年 3月28日学則第2号
令和 2年 2月28日学則第1号
令和 4年 2月 1日学則第2号
令和 5年 3月28日学則第2号
令和 7年 3月31日学則第2号

第1章 学年，学期及び休業日

(学年)

第1条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第2条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は，それぞれ4月1日及び10月1日とし，他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第3条 学年中定期休業日は，次のとおりとする。

- 一 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 夏季休業 8月11日から9月30日まで
冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

春季休業 2月15日から3月31日まで

- 2 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことがある。

第2章 修業年限，教育課程，履修方法等

(修業年限)

第4条 各学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は、岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 本学及び学部の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 全学共通科目

- イ 課題探究
- ロ 情報・数理データサイエンス
- ハ 健康・スポーツ科学
- ニ 市民性と異文化理解

二 英語科目

- イ 必修英語
- ロ 選択英語

三 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目
- ハ 全学交流科目

2 各学部は、個々の授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。

3 本学は，各学部が編成する教育課程のほか，学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識をさらに広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。

4 本学は，各学部が編成する教育課程のほか，社会のグローバル化に対応して国又は地域で活躍する中核的人材を育成するための教育課程として，グローバル人材育成特別コースを開設する。

5 本学は，各学部が編成する教育課程のほか，特定分野又は特定課題に関する体系的な教育課程として，特定プログラムを開設することができるものとする。

6 副専攻コース，グローバル人材育成特別コース及び特定プログラムに関し，必要な事項は，別に定める。

(グローバル・ディスカバリー・プログラム)

第7条の2 各学部（医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除く。）に，学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし，特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学修することのできる教育課程として，岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム（以下「プログラム」という。）を置くことができる。

2 プログラムの設置，運営，教育課程，学生の在籍に関する事項等に関し，必要な事項は，学長が定める。

（履修方法及び上限設定等）

第8条 第7条の区分により開設する授業科目，その単位数，履修方法等については，各学部の定めるところによる。

2 各学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

3 各学部は，前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については，次の1年間又は次学期に，上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第9条 各学部は，学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

（授業の方法）

第10条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は，第1項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

4 各学部は，大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより，第1項の授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（授業の担当）

第10条の2 授業は，教授，准教授，講師又は助教が担当するものとする。

2 各学部は，各授業科目について，当該授業科目を担当する教員以外の教員，学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ，また，十分な教育効果を上げることができると認められる場合は，当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき，指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

3 本学は，指導補助者（教員を除く。）に対し，必要な研修を行うものとする。

（単位の計算方法）

第11条 授業科目の単位の計算方法は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術の分野における個人指導による実

技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他レポート等の適切かつ多様な学修評価方法により学修の成果を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与するものとする。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、試験その他レポート等の適切かつ多様な学修評価方法により学修の成果を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(大学院授業科目の履修)

第14条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 第1項の規定は、休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において授業科目を履修した場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生及び第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、4月又は10月とする。

（入学の資格）

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願の手続）

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

（入学者の選考）

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

（入学の手続）

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

（入学の許可）

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

（入学の宣誓）

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

（編入学）

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次項、次条及び第26条において同じ。）

二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次条において同じ。）

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 その他本学において前4号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学定員により、医学部医学科又は歯学部歯学科の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

3 前2項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあつては1年、第3年次に編入学した者にあつては2年を控除した年数とする。

第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可す

ることがある。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- 六 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者
- 七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- 八 その他本学において第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

（学士入学）

第26条 次に掲げる者については、第21条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することがある。

- 一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者
- 二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者
- 三 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者

2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。

（転学）

第27条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部に入學を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第28条 削除

（転学部等）

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

（在学期間の通算）

第30条 第25条の2、第27条及び前条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

2 第45条に規定する科目等履修生及び第62条第2項に規定する特別の課程履修生（

いずれも大学の学生以外の者に限る。)が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。

- 3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生及び特別の課程履修生として一定の単位を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(編入学等に対する準用)

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

(留学)

第32条 学部長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

- 2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。
- 3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。
- 3 学生が疾病のため修学することが適当でないとする場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。
- 4 前項による休学者で休学期間内にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に対しては、学部長は、2年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

(願による退学)

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

- 一 死亡又は行方不明の者
- 二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- 三 所定の在学期間を超えた者
- 四 入学料の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学料を納入しないもの
- 五 当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあつては、その超えることとなる日の前日）までに授業料を納入しない者
（復籍）

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 卒業及び学士の学位

（卒業の要件）

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上（医学部医学科及び歯学部にあつては、188単位以上。薬学部薬学科にあつては、186単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。））を各学部の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

（卒業の認定）

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

（早期卒業）

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあつては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

2 本学に他の大学からの転入学、学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数については、学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は、前項を適用しない。

（学士の学位）

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

（規則への委任）

第43条 学士の学位授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生，委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち，一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で，学部等が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，当該授業科目を開設する学部等の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部等において選考の上，科目等履修生として入学を許可し，単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については，第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学（短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で，学部等の授業科目の履修を志願する者があるときは，当該大学との協議に基づき，特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，専攻生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は，資源植物科学研究所，惑星物質研究所，異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院について準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき，聴講科目若しくは研究事項を定め，又は研修について，委託の願い出があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，委託生として入学を許可することがある。

(聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生に関し，必要な事項は，本学及び学部等の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については，資源植物科学研究所，惑星物質研究所，異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院の定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生については，本章に定めるもののほか，学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し，必要な事項は，別に定める。

第6章 授業料，入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別の課程履修生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納入していた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日(10月に入学する者にあつては入学年度の9月30日)までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前半期(4月から9月をいう。)分授業料徴収の際、後半期(10月から3月までをいう。以下同じ。)分授業料を併せて納入していた者が後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後半期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合における検定料については、第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては、当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者等については、別に定めるところにより、その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

(検定料の免除)

第56条の2 検定料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その検定料を免除することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で学術、課外活動及び性行が優秀であつて他の学生の範とする者があるときは、学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 本学の諸規則に違背し、又は学生の本分に反する行為がある者は、所定の手続きを経て、学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、必要な事項は別に定める。

(停学期間の取扱い)

第59条 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3月を超える場合は、第39条に規定する卒業要件の期間には、算入しないものとする。

第8章 学生寮

(学生寮)

第60条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮は、学長の監督に属する。
- 3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

第9章 奨学金

(奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第10章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者を特別の課程履修生という。
- 3 前項に規定する者に対し、単位を授与することができる。
- 4 特別の課程を修了した者には、単位の授与の有無に関わらず、修了の事実を証する証明書を交付する。
- 5 第1項から第4項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

第11章 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第12章 課外活動

(課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）の規定により入学した者に係る修業年限、教育課程、履修方法等並びに卒業及び学士の学位については、旧学則の例による。

3 この学則施行の際現に旧学則第88条の規定によりなされた懲戒については、第58条の規定に基づきなされた懲戒とみなす。

附 則

この学則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第3項及び第4項に係る規定は、平成17年度入学生から適用する。

3 改正後の第19条第6号の規定にかかわらず、廃止された大学入学検定試験規程（昭和23年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者についても、本学に入学することのできる者とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第41条第1項に規定する早期卒業の薬学部創薬科学科の学生への適用は、平成18年度以降の入学生からとし、薬学部総合薬学科の学生には適用しない。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号及び第41条第2項の改正規定は、平成20年1月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

2 改正後の第13条の2の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年度の編入学に関する改正後の第25条第2項の規定の適用については、同項中「医学部医学科の第2年次」とあるのは「医学部医学科の第2年次若しくは第3年次」とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースにおける学期については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該コースに在籍する学生が、当該コース以外の学部等が開設する授業科目を履修する場合を除く。

3 改正後の第7条第1項の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の第7条の2の規定にかかわらず、岡山大学マッチングプログラムコースは、平成29年9月30日に在学する学生が当該岡山大学マッチングプログラムコースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するマッチングプログラムコースに係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1項の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者、法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースに在籍する学生については、なお従前の例による。

岡山大学医学部規程

〔平成16年4月1日〕
岡大医規程第1号

改正	平成16年	7月13日	規程第6号
	平成17年	3月23日	規程第1号
	平成18年	2月21日	規程第1号
	平成19年	2月20日	規程第3号
	平成20年	2月19日	規程第1号
	平成21年	3月5日	規程第1号
	平成22年	2月16日	規程第1号
	平成23年	2月22日	規程第1号
	平成24年	2月21日	規程第1号
	平成25年	2月19日	規程第1号
	平成25年	5月21日	規程第3号
	平成26年	2月18日	規程第1号
	平成26年	7月23日	規程第2号
	平成27年	7月14日	規程第3号
	平成28年	3月23日	規程第1号
	平成28年11月	22日	規程第2号
	平成29年	2月21日	規程第1号
	平成29年	3月7日	規程第2号
	平成30年	2月20日	規程第1号
	平成30年	3月7日	規程第2号
	平成30年	7月10日	規程第3号
	平成31年	3月19日	規程第1号
	令和元年	7月9日	規程第2号
	令和2年	3月27日	規程第1号
	令和2年10月	13日	規程第3号
	令和3年	2月16日	規程第2号
	令和3年	7月13日	規程第4号
	令和3年12月	14日	規程第5号
	令和4年	2月22日	規程第1号
	令和5年	2月21日	規程第1号
	令和6年	2月20日	規程第1号
	令和6年12月	10日	規程第3号
	令和7年	2月18日	規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学医学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、医の倫理に徹し、科学的思考法と高度の医学的知識を体得し、社会的信頼を得るに足る臨床医及び医学研究者を養成すること並びに高い臨床能力を持つ医療技術者及び医療技術科学の研究者を養成することを教育目的とし、もって人類の健康と

福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育内容及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

(学科及び専攻)

第6条 本学部に次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(副学部長)

第7条 本学部副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第8条 本学部各学科に学科長を置く。

2 学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学部は、岡山大学医学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目名等は、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目名等は、医学科にあつては別表第2、保健学科にあつては別表第3のとおりとする。

4 前項の規定に関わらず、必要があるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(履修方法及び上限単位等)

第11条 医学科の学生は、各学期の定められた期間に、該当学期（第2学期は夏季休業期間、第4学期は冬季・春季休業期間を含む。）に履修しようとする授業科目（専門教育科目の必修科目を除く。）を学部長に届け出て承認を受けなければならない。

2 医学科の学生が、学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

3 保健学科の学生は、各学期の定められた期間に、該当学期（第2学期は夏季休業期間、第4学期は冬季・春季休業期間を含む。）に履修しようとする授業科目を学部長に届け出て承認を受けなければならない。

第12条 学則第8条第2項の規定に基づき学生が1年間に履修科目として登録できる単

位数の上限は、次のとおりとする。

医 学 科 50単位

保健学科 50単位

2 前項の規定に関わらず、履修科目上限単位数に以下の科目は含めないものとする。

一 卒業要件単位数に含まれない科目

二 入学前の既修得単位を本学科において修得したもものとして単位認定された科目

三 外部検定試験等により単位認定された科目

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 医学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 保健学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(受験資格)

第15条 学生は、各科目につき所定の期間講義、演習、実験及び実習に出席しなければ、試験を受けることができない。

(受験の順序)

第16条 医学科の学生は、基礎医学の試験に合格しなければ、臨床医学の最終試験を受けることができない。

(成績評価基準)

第17条 学則第12条の規定に基づき、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の判定)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、岡山大学学則による。

(他学部における授業科目の履修)

第19条 本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第20条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

- 2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。
 - 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。
 - 4 前項の単位の認定は、当該大学の交付する成績証明書等により教授会が行う。
(他の大学以外の教育施設等における学修)
- 第21条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、前条の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 2 前項の単位の授与は、当該学修に係る成績証明書等により教授会が行う。
(入学前の既修得単位等の認定)
- 第22条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入學する前に、本学又は他の大学(外国の大学を含む。)若しくは短期大学(外国の短期大学を含む。)で履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。
- 2 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入學する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
 - 3 前2項の規定により、認定又は授与することのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により本学部において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 第1項及び第2項の単位の認定又は授与は、当該大学等の交付する成績証明書等により、教授会が行う。
(試験及び履修等に関する規程)
- 第23条 この規程に定めるもののほか、試験、履修等に関し必要な事項は、別に定める。
(編入學)
- 第24条 学則第25条第2項の規定により編入學した者の在學すべき期間は、学則第4条に規定する修業年限から1年を控除した年数とする。
- 2 編入學した者の在學期間は、前項の在學すべき期間の2倍の年数を超えることができない。
(転学及び転学部等)
- 第25条 学則第29条第1項の規定により、保健学科に転学部又は転学科(以下「転学部等」という。)を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することができる。
- 2 保健学科の学生で、他の専攻に転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することができる。
 - 3 他の大学又は本学の他の学部に転学又は転学部を希望する者は、学部長に願い出てその許可を得なければならない。
 - 4 新たに入學を志願する者の例によって本学の他の学部又は本学部の他の学科若しくは他の専攻に入學を志願する場合は、在學のままでよい。ただし、学部長の許可書を出願の際願書に添えなければならない。
- (在學期間の通算)
- 第26条 前条の規定により転学部等を許可された者の在學期間の通算の認定は、教授会において行う。

(願による退学)

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(卒業の要件)

第28条 卒業の要件は、本学部の医学科にあつては6年以上在学し、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の中から別表第4に定める単位数を、保健学科にあつては4年以上在学し、別表第1及び別表第3に掲げる授業科目の中から別表第5に定める単位数を修得するものとする。

2 削除

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 他の大学(外国の大学を含む。)の学生で本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学との協議に基づき、これを許可することがある。

(研究生)

第31条 本学部の授業担当教員の指導を受けて、特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学卒業者又は医学専門学校卒業者

二 授業担当教員が前号と同等以上の学力があると認めた者

第32条 研究生の入学の時期は、毎月1日とする。

2 研究生を志願する者は、所定の願書を授業担当教員を経て学部長に提出しなければならない。

第33条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き研究を必要とする者には、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(医学部受託臨床実習生)

第33条の2 他の大学(外国の大学を含む。)の学生で本学部の受託臨床実習生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学等との協議に基づき、これを許可することがある。

2 医学部受託臨床実習生の学内施設の利用については、本学部の学生の利用方法に準ずる。

(研究費)

第34条 研究生の研究に要する費用は、教室の設備に附帯するもののほか、すべて自費とする。ただし、場合により特に研究材料を支給することがある。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学医学部規程等を廃止する規程(平成

16年岡大医規程第2号)により廃止された岡山大学医学部規程(平成7年岡山大学医学部規程第1号)の例による。

附 則

この規程は、平成16年7月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、平成16年度以前の入学者については、所属専攻の履修指導により、所定の科目を履修しその単位を修得するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定に関わらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定に関わらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2の授業科目名は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表2及び別表4は平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表2及び別表4は平成21年度以降の入学生につ

いても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2及び別表第4は、平成24年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月23日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第1、別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第1、別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する科目区分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目名については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第3及び別表第5の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

別表第 1

〔全学共通科目，英語科目〕

	科目区分		授業科目	単位数		
	全学共通科目	課題研究	知 の 探 研	授業科目及び単位については，岡山大学教育推進機構長が学年の始めに公示する		
情報・数理データサイエンス		情報処理入門 1 (情報機器の操作を含む)				
		数理・データサイエンスの基礎				
		情報教育科目				
		数理データサイエンス科目				
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学科目				
		スポーツ演習科目				
市民性と異文化理解		実践知科目				
		芸術知科目				
		市民性教育科目				
		言語文化科目				
英語科目		必修英語	コミュニケーション英語 (S&L)			
			コミュニケーション英語 (R&W)			
	アカデミック英語 (プレゼンテーション)					
	アカデミック英語 (ライティング)					
	選択英語	高年次英語科目				
		S P A c E 英語科目				
		キャリアパス英語科目				

別表第2

〔医学科の専門教育科目の授業科目名等〕

区分	授 業 科 目	単位 数	必修選択の別	
			地域枠以外	地域枠
全学 交流科目	社会系交流科目		授業科目及び単位については、岡山大学教育推進機構長が学年の始めに公示する	
	生命系交流科目			
	自然系交流科目			
専 門 基 礎 科 目	医学生物学	1.6	選	必
	医学概論	0.4	選	必
	遺伝学	0.4	選	必
	臨床医学入門	1	選	必
	基礎放射線学	0.8	選	必
	発生学	0.7	選	必
	医学データサイエンス	1.2	必	修
	人体の構造：入門	1.4	選	必
医学セミナー	1	必	修	
専 門 科 目	早期体験実習	0.7	必	修
	チーム医療演習	0.5	必	修
	早期地域医療体験実習Ⅰ	0.8	選	択
	早期地域医療体験実習Ⅱ	1.7	選	択
	細胞組織学	1.4	必	修
	細胞組織学実習	0.9	必	修
	人体解剖学	1.3	必	修
	系統解剖学実習	3.2	必	修
	神経構造学	2.3	必	修
	神経構造学実習	0.8	必	修
	生理学Ⅰ	2.6	必	修
	生理学Ⅰ実習	0.3	必	修
	生理学Ⅱ	2.6	必	修
	生理学Ⅱ実習	0.3	必	修
	生化学	2	必	修
	分子医化学	2	必	修
	生化学実習	0.3	必	修
	分子医化学実習	0.3	必	修
薬理学	3	必	修	
薬理学実習	0.4	必	修	
病理学Ⅰ	2.8	必	修	

専 門 科 目	病理学Ⅰ実習	0.5	必修
	病理学Ⅱ	3.2	必修
	病理学Ⅱ実習	0.4	必修
	細菌学	2.5	必修
	細菌学実習	0.3	必修
	ウイルス学	2.5	必修
	ウイルス学実習	0.2	必修
	免疫学	2.6	必修
	免疫学実習	0.1	必修
	寄生虫学	1	必修
	医学研究インターンシップ	8	必修
	基礎病態演習	3.5	必修
	臨床病態演習	0.3	必修
	衛生学	1.6	必修
	公衆衛生学	1.6	必修
	公衆衛生学／疫学・衛生学実習	0.5	必修
	地域医療体験実習Ⅰ	0.8	選必
	地域医療体験実習Ⅱ	0.8	選必
	地域医療体験実習Ⅲ	0.8	選必
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅰ ～Okadai Med ArtsⅠ～	3.9	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅱ ～Okadai Med ArtsⅡ～	1.6	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅲ ～Okadai Med ArtsⅢ～	1	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅳ ～Okadai Med ArtsⅣ～	1.1	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅴ ～Okadai Med ArtsⅤ～	0.6	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅵ ～Okadai Med ArtsⅥ～	0.1	必修
	法医学	3.2	必修
	法医学実習	0.2	必修
	内科総論	0.5	必修
	外科総論	0.3	必修
	臨床放射線総論	0.6	必修
	臨床検査総論	0.6	必修
	腫瘍学	0.5	必修
生命倫理学	0.6	必修	

専 門 科 目	医事法	0.4	必修	
	形成外科学	0.5	必修	
	小児外科学	0.4	必修	
	臓器・系別統合講義	循環器系	1.4	必修
		呼吸器系	1.1	必修
		腎泌尿器系	1.2	必修
		内分泌・代謝系	1.1	必修
		消化器系	1.6	必修
		血液・造血器系	0.6	必修
		感染症	0.7	必修
		免疫系	0.6	必修
		感覚器系	1.4	必修
		運動器系	1.3	必修
		脳神経系	1.9	必修
		精神系	1	必修
		皮膚系	0.9	必修
		小児・発達系	1.8	必修
		生殖系	1.6	必修
		麻酔・蘇生系	1	必修
		救命救急系	0.4	必修
	総合診療医学	1	必修	
	臨床実技入門	1.5	必修	
	医療シミュレーション教育コース	0.4	必修	
	基本臨床実習	消化器・肝臓内科学	1.7	必修
		血液・腫瘍・呼吸器内科学	1.7	必修
		腎・免疫・内分泌代謝内科学	1.7	必修
		神経精神医学	1.7	必修
		小児科学・小児発達病因病態学	1.7	必修
消化器外科学		1.7	必修	
呼吸器・乳腺内分泌外科学		1.7	必修	
整形外科学		1.7	必修	
皮膚科学		1.7	必修	
腎泌尿器科学		1.7	必修	
眼科学		1.7	必修	
耳鼻咽喉科学		1.7	必修	
放射線医学		1.7	必修	
産科婦人科学	1.7	必修		
麻酔・蘇生学	1.7	必修		

専 門	周産期・新生児	1.7	必修
	脳神経外科学	1.7	必修
	総合内科学	1.7	必修
	循環器内科学	1.7	必修
	心臓血管外科学	1.7	必修
	神経内科学	1.7	必修
	救命救急・災害医学	1.7	必修
	形成外科学	1.7	必修
	ワクチン実習	0.1	必修
科 目	選択制臨床実習	23	必修
	医学史	0.5	必修
	老年医学	0.2	必修
	臨床薬理学・薬剤学	0.4	必修
	緩和医療学	0.4	必修
	東洋医学	0.6	必修
	医療政策・地域医療学	0.4	必修
	ゲノム医療	0.4	必修

※全学交流科目を除く必修科目を主要授業科目とする。

別表第 4

[卒業要件単位数]

学 科 等 科目区分		医 学 科	
		地域枠以外	地域枠
全学共通科目 英語科目		20 単位	
専 門 教 育 科 目	全学交流科目	4 単位	
	専門基礎科目	7.8 単位	
	専門科目	161 単位	163.5 単位
	計	172.8 単位	175.3 単位
合 計		192.8 単位	195.3 単位

注) 履修に当たっては，所属学科の指導を受けること。

5. 医学部医学科試験並びに履修等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、岡山大学医学部規程第23条に基づき岡山大学医学部医学科（以下「医学科」という。）における全学共通科目、英語科目及び専門教育科目の試験、履修並びに進級等に関する事項について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第2条 医学科における授業科目、単位数、時間数、開講期及び履修方法等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(全学共通科目及び英語科目の試験)

第3条 全学共通科目及び英語科目の試験は、岡山大学教育推進機構の定めるところによる。

(専門教育科目の試験)

第4条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。

(試験の区分)

第5条 専門教育科目の試験は、本試験、再試験、追試験とし、各授業科目の担当教員がこれを行う。

(試験の時期)

第6条 専門教育科目の試験実施の時期は、別表3のとおりとする。

(本試験)

第7条 学生は、各授業科目につき総時数の3分の2以上出席しなければ本試験を受けることができない。

(再試験)

第8条 全学交流科目を除き、本試験に不合格となった者は、別表3に示すとおりなお1回再試験を受けることができる。(内科総論、外科総論、臨床放射線総論、臨床検査総論、臓器・系別統合講義(感染症)及び腫瘍学については、履修した翌年度に進級した者に限る。)

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情により受験を延期しようとする者は、医師の診断書若しくは理由書を添えて、原則として試験実施前に授業担当教員に願い出て許可を得なければならない。

2 本試験の延期を許可された者は、再試験実施前までに当該科目の追試験を受けることができる。

3 再試験の延期を許可された者は、再試験を実施した学期中(学期末に実施した再試験については次学期中、4学期末については3月上旬)に追試験を受けることができる。

(不合格者の扱い)

第10条 第8条及び第9条第3項の試験に不合格となった者は、原則として次年度以降でなければ受験できない。

(成績の判定)

第11条 成績の評価は、岡山大学学則による。

第12条 再試験の成績は担当教員において減点する。合格基準に達した場合、一律60点とする。

(第2学年への進級)

第13条 第2学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる第1年次に配当された全学共通科目のうち9単位、英語科目のうち4単位、全学交流科目のうち4単位、専門基礎科目のうち6.6単位、専門科目のうち第1学年に配当された必修科目の単位を修得した者とする。

(第3学年への進級)

第14条 第3学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる卒業に必要な全学共通科目、英語科目及び専門教育科目の単位のうちから第1学年及び第2学年に配当された科目の単位を修得した者とする。

2 前項の条件を満たさない場合は、第2学年に留まり、2年次配当の全科目（実習・演習は除く）を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

3 前項の規定にかかわらず、第2年次に編入した者の進級要件は、別に定める。

（第4学年への進級）

第15条 第4学年に進級できる者は、2年次と3年次に配当された必修の専門教育科目の全ての単位（総論科目（内科総論、外科総論、臨床放射線総論及び臨床検査総論）、臓器・系別統合講義（感染症）、腫瘍学を除く）及び所定の外部英語検定試験の点数を修得した者とする。

2 前項の外部英語検定試験の点数は、Linguaskill General 560点、あるいは、それらに相当するGTEC Academic, TOEIC L&R, TOEFL-iBTもしくはIELTSの点数（相当点の判断は本学の定める換算表による。）以上とする。

なお、入学年度以降3年次2月末までに修得した点数を有効とする。

3 上記条件を満たさない場合は、第3学年に留まり、教務委員長の指定する科目を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

（第5学年への進級）

第16条 第5学年に進級できる者は、社会医学系3科目（衛生学、公衆衛生学及び法医学）を除く4年次以前に配当された全ての専門科目（選択必修科目については卒業に必要な単位分の科目を含む）の試験並びに次項に掲げる全国共用試験（CBT, OSCE）に合格した者とする。

なお、総論及び臓器・系別統合講義試験において、不合格科目のあった者は、翌年度も第4年次にとどまり、教務委員会委員長の指定する科目を再受講、再受験しなければならない。

第5学年に進級できなかった場合、当該年度に受験した全国共用試験（CBT, OSCE）の成績は無効となる。

また、全国共用試験（CBT, OSCE）に不合格になった者は、教務委員会委員長の指定する科目を必ず受講することとする。

2 臨床実習開始前に必要な知識・技能・態度を評価する試験として、全国共用試験（CBT, OSCE）の受験を課す。合格基準は、全国共通の基準である。

（第5学年から6学年への臨床実習履修）

第17条 第5学年までに行うべき基本臨床実習を3診療科以上終了していない場合は、第5学年に留まり、教務委員会委員長が指定する科において実習を実施することとする。ただし、終了していない診療科の実習期間の合計が6週間を超える場合についても同等に扱う。

（退学の勧告）

第18条 病気その他やむを得ない事由もなく、第13条から第17条の規定により同一学年での在学期間が3年を越える者には、退学を勧告する。

（卒業）

第19条 卒業の判定は、医学科の教育課程を6年以上履修した者について、第2条別表1及び別表2に掲げる全学共通科目、英語科目、全学交流科目、専門基礎科目及び専門科目の修得単位並びに全国共用試験（CBT, 臨床実習前 OSCE 及び臨床実習後 OSCE）、卒業試験の結果に基づき、医学科会

議の議を経て行う。

なお、判定の結果卒業延期となった場合、当該年度に受験した全国共用試験（臨床実習後 OSCE）の成績は無効となる。

（卒業及び進級の認定の時期）

第20条 卒業、進級及び臨床実習出席の可否は原則として学年末に認定する。

附 則

1. この内規は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成15年度以前入学者は、なお、従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成17年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成14年度入学者から適用する。

附 則

1. この内規は、平成18年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成19年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成18年度以前の入学者についても適用する。

附 則

1. この内規は、平成20年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第14条及び第15条第1項は、平成20年度以降の第2学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第16条の授業科目名及び別表2及び3の授業科目名及び履修学年は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第17条は、平成20年度以前の入学者についても適用する。
5. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成22年度以降の第3学年について適用する。

附 則

1. この内規は、平成22年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第17条及び第19条は、平成22年度以降の第5学年についても適用する。

4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。

2. 改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は、平成22年度入学生についても適用する。

4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2. 改正後の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は平成24年度以降の第4学年についても適用する。

4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成21年度以降の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年4月1日から施行する。

2. 改正後の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条は平成25年度以降の第3学年についても適用する。

4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、グローバルスタディズ2（医療系）を除き、平成24年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年12月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2. 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成26年12月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1. この内規は、平成27年4月1日から施行する。

2. 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日

に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成28年11月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規適用の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成29年2月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規適用の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表1，別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条，第14条，第15条，第19条，別表1，別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び進級・卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

別表1 (全学共通科目, 英語科目, 単位数及び履修方法等)

科目区分	授業科目	開講期												学生に履修指導をする 単位数及び履修方法			卒業要件 単位				
		1年次			2年次				3年次～					必修 単位	選択 必修 単位	履修方法					
		第1 学期	第2 学期	第3 学期	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期									
全学 共通 科目	課題探究	知の探研												3		注1) 参照	11				
	情報・数理データサイエンス	情報教育 科目	情報処理入門I(情報機器の操作を含む)												1	6					
		その他「情報教育科目」		○	○	○	○														
		数理・デー タサイエンス 科目	数理・データサイエンスの基礎				○														1
			その他「数理・データサイエンス科目」		○	○	○	○	○	○	○										
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目		○	○	○	○														
		スポーツ演習科目		○	○	○	○														
	市民性と異文化理解	実践知科目		○	○	○	○														
		芸術知科目		○	○	○	○														
		市民性教育科目		○	○	○	○														
言語文化科目		○	○	○	○	○	○	○	○	○									注3) 参照		
英語 科目	必修英語	コミュニケーション英語(S&L)		○	○	○	○									2	注4) 参照				
		コミュニケーション英語(R&W)		○	○	○	○									2					
		アカデミック英語(プレゼンテーション)						○	○	○	○					2					
		アカデミック英語(ライティング)						○	○	○	○					2					
	選択英語	高年次英語						○	○	○	○					1	注5) 参照				
		SPAcE英語		○	○	○	○	○	○	○	○										
キャリアパス英語		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		注6) 参照						

- 注1) 知の探研については、履修する学期はクラス分けにより指定される。第1学期に1年次生全員が事前学習を行い、学生番号末尾が偶数の学生は第2学期に、奇数の学生は第3学期に探究活動を行う。
- 注2) 市民性教育科目のうち、留学生支援ボランティア実習、学生支援ボランティア実習I~IV、初等数学1~2、初等生物学1~2および初等物理学1~2の単位は卒業要件外である。
- 注3) 言語文化科目のうち、日本語は留学生のみ履修可。
- 注4) コミュニケーション英語(S&L)、コミュニケーション英語(R&W)については、履修する学期と科目はクラス分けにより指定される。1年次生全員が第1・2学期及び第3・4学期に1科目ずつ履修する。
- 注5) アカデミック英語(プレゼンテーション)、アカデミック英語(ライティング)については、履修する学期と科目はクラス分けにより指定される。2年次生全員が第1・2学期及び第3・4学期に1科目ずつ履修する。
- 注6) SPAcE英語及びキャリアパス英語の単位は卒業要件外である。

6. 統一卒業試験についての申し合わせ（抜粋）

教務委員会・学科会議承認

平成25年 1月 21日

平成26年 1月20日改訂

平成26年 5月19日改訂

令和 4年 1月17日改訂

令和 5年 1月16日改訂

令和 7年 2月17日改訂

本試験：

- 約2週間間隔で4回にわけて、9月から実施する。詳細日程は、年度初めに発表する。1回の試験時間は4時間（午前2時間、午後2時間）とする。
- 試験実施と監督は、同一日時を実施する分野から選出した監督者が行い、試験終了後は、解答用紙をすみやかに教務グループ 医学科担当に提出する。

再試験

- 11月または12月の指定された連続2日間で実施し、試験時間は5時間（午前2時間半、午後2時間半）とする。
- 試験実施と試験監督は、再試（追試）の同一日時を実施する分野内から選出した監督者が実施し、試験終了後はすみやかに解答用紙を教務グループ 医学科担当に提出する。
- 再試験不合格者は、次年度に統一卒業試験本試験を受験するものとする。前年度の成績は考慮されない。

追試験：

- 病気その他やむを得ない事情により試験を欠席する者は、本試験の前に、医師の診断書若しくは理由書を添えて、教務委員長に願い出て許可を得なければならない。本試験を無断で欠席した、あるいは、追試験を願い出たが教務委員長から許可が得られない場合、追試験の受験資格はない。
- 追試験は、原則として本試験受験者の再試験と同時に行う。
- 追試験で合格基準に達しなかった場合、状況に応じて教務委員長が判断する。

合格基準

- 統一卒業試験（本試験）の合格は、以下の基準を満たすこととする。
合格基準：統一卒業試験（本試験）各回の正答率が60%以上であること。各科個別の正答率は問わないが、各回の正答率が60%未満の場合、該当回の再試験対象とする。
- 統一卒業試験（再試験）の合格は、以下の基準を満たすこととする。
合格基準：再試験対象となった回の正答率が、60%以上であること。

7. 医学部医学科成績評価基準

令和3年12月20日

医学科会議

岡山大学医学部規程（平成16年岡山大学医学部規程第1号）第17及び令和2年11月10日の全学教育推進委員会承認事項「成績評価基準の指針」に基づき、成績評価基準を次のように定める。

1. 成績評価は授業の到達目標に対する学修者の到達度を表すものであり、到達目標と評価の方法はシラバスに明記する。
2. 成績評価は、期末テスト、中間テスト、小テスト、レポート提出、授業への取組・受講態度、出席状況などの多面的で多様な方法によって行い、授業終了時に行う最終評価（期末テスト）のみに偏重しないようにする。評価は授業の途中においても行い、その結果を学修者にフィードバックすることなどによって学修者の目標への到達度を高めることに努める。また、授業の形態（講義、実験、実習、演習、実技等）に応じて、適切な評価方法を採用する。
3. 同一授業科目については、評価の方法と基準を可能な限り統一することが望ましい。
4. 評語及び評点に対する基準は以下のとおりとする。

評語	評点	基準
A+	90～100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80～89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B	70～79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59点	到達目標を達成していない。

8. 岡山大学医学部医学科専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項

〔平成28年2月15日〕
医 学 科 会 議

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学の学生が、当該学生が履修した医学部医学科が開講する専門教育科目（以下「医学科専門教育科目」という。）に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の医学科専門教育科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、医学部長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

(異議申立手續)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を学務課教務グループ医学科担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として10日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、医学部長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、医学部長へ回答する。
- 5 医学部長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 医学部長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

附 則

この要項は、平成28年2月15日から施行し、平成28年度開講科目の成績評価から適用する。

※別紙様式1、2は省略

9. 岡山大学学生に係る懲戒等に関する規則

〔平成28年 2月23日〕
岡大規則第 1号

改正 平成31年 3月28日規則第19号
令和 元年12月24日規則第30号
令和 3年 1月25日規則第 1号
令和 4年 6月23日規則第20号
令和 5年 6月27日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）に学籍を有する全ての者（以下「学生」という。）に係る岡山大学学則（平成16年岡大規則第2号）第58条第2項及びそれを準用する岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号）第49条に基づく懲戒及び学生に対して教育的指導として行う厳重注意について、必要な事項を定める。
(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的指導の観点から行わなければならない。

(懲戒の種類・効果等)

第3条 学生の懲戒は、処分書を交付して行い、その種類及び効果は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を失わせること。
- 二 停学 一定の期間登校を停止させること。
- 三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 前項第2号に定める停学は、有期又は無期とし、期間は次のとおりとする。

- 一 有期停学 3月以内又は3月を超え6月以内のいずれかの区分で決定し、確定期限を付す。
- 二 無期停学 原則として6月を超える期間とし、確定期限を付さない。

(有期停学期間の短縮及び無期停学の解除)

第3条の2 有期停学の期間は、別に定める取扱いに基づき、指導による効果等を勘案して、当該区分の範囲内で短縮することができることとする。

2 無期停学は、別に定める取扱いに基づき、指導による効果等を勘案して、解除の時期を決定する。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 本学の秩序を乱し、授業・研究等本学の運営を妨げるような行為を行った場合
- 二 学内外において違法行為を行った場合
- 三 本学が実施する試験において、不正行為を行った場合、不正行為を行おうとした場合、不正行為を幫助した場合又は監督者の注意若しくは指示に従わない場合で特に悪質と判断された場合
- 四 本学の諸規則等に違反する行為を行った場合

五 その他学生の本分に反する行為を行った場合

(懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定の決定に当たっては、別表に掲げる懲戒処分標準例を参考に、行為の悪質性や結果の重大性、教育的指導の観点から総合的に判断するものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

2 前項の判断基準は、岡山大学学生の懲戒処分の量定決定に関する内規（平成28年2月23日学長裁定）による。

(退学・停学の懲戒手続)

第6条 当該学生が所属する学部・研究科等（以下「学部等」という。）の長（以下「学部長等」という。）は、当該事実（その疑いに合理性のあるものを含む。）が退学又は停学に相当すると認めるときは、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずるとともに学長にその旨を報告するものとする。

2 学部長等は、当該学部等の教授会（教授会として置かれた運営委員会を含む。以下「教授会等」という。）の議を経て、当該学生を退学又は停学とすることが相当であると判断したときは、学長に申出るものとする。

3 学長は、前項の申出があったときは、教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該学生の処分等を決定する。

4 前項の規定にかかわらず、学長は、第2項の規定により申出のあった事案に係る処分について、3月以内の期間の停学が相当であると判断した場合は、教育研究評議会に付議することなく、当該学生の処分等を決定することができる。ただし、事後において、当該処分について教育研究評議会に報告しなければならない。

5 第1項の謹慎の期間は、停学期間に算入する。

(訓告の懲戒手続)

第7条 学生の懲戒のうち訓告は、全学的な見地から検討を要する場合を除き、岡山大学学則第58条第1項及びそれを準用する岡山大学大学院学則第49条の規定に基づき、学部長等に委任するものとする。

2 訓告の決定は、当該学部等の教授会等の議を経て、学部長等が行う。

3 学部長等が訓告を行おうとする場合は、事前に学長に報告するものとする。

(弁明)

第8条 学部長等は、学生の懲戒の申出又は決定を行おうとするときは、教授会等の審議に先立ち、当該学生に対して、懲戒の提案がある旨を文書で通知し、相当期間まで文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。

2 意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒審査委員会)

第9条 学長は、全学的な見地から検討を要すると認めたときは、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副学長のうち学長が指名した者、関係する学部長等及び学長が指名した教育研究評議会評議員若干人で組織する。

3 委員会は、当該懲戒の適否について審議し、その結果を学長に報告する。

4 委員会は、審査にあたり、当該学生に対して、懲戒に対する文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正

当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。

- 5 学長は、委員会の審査結果を参酌し、必要と認めるときは、学部長等に当該懲戒の再検討を指示することができる。

(懲戒の通知等)

第10条 学長又は学部長等が懲戒を決定したときは、当該学生に対し、文書により通知する。

- 2 前項の通知は、懲戒の内容及び理由を記載した懲戒処分書を、学部長等から当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知する。

- 3 懲戒処分の発効日は、当該学生に前項による交付等が行われた日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りではない。

(処分内容の公表)

第11条 学生の懲戒を行ったときは、同種の不正行為等を防止し、学生の規範意識を啓発する目的で、当該懲戒の内容を、学内への掲示等により公表するものとする。ただし、当該学生の氏名、学生番号その他個人を特定できる情報は公表しない。

(懲戒に関する記録)

第12条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。ただし、証明書及び推薦書等にはその内容を記載しない。

(不服申立て)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日の翌日から起算して14日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は、必要があると認められた場合は、学部長等に再審査を指示し、結果の報告を求めらるものとする。

- 3 学長は、前項の報告を教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該懲戒処分に係る再審査の結果を決定する。

- 4 学長は、再審査の結果（再審査の必要がないと認められた場合は、その旨）を、当該学生に文書により通知するものとする。

- 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げない。

(停学中の取扱い)

第14条 停学中の受験及び履修手続きは、次の各号のとおりとする。

一 停学中の受験は認めない。

二 停学中の履修手続きは、停学の解除後、学部等が定める期間内に行う。

- 2 当該学部等は、教育的観点から、停学及び謹慎中の学生に対する指導を行うものとする。

(有期停学期間の短縮及び無期停学の解除手続)

第15条 学部長等は、教授会等の議を経て、第3条の2に基づき、当該学生を有期停学期間の短縮又は無期停学の解除とすることが相当であると判断したときは、学長に申出るものとする。

- 2 有期停学期間の短縮は、前項の申出により、第3条の2第1項に基づき、学長が決定することができる。ただし、事後において、教育研究評議会に報告しなければならない。

- 3 無期停学の解除は、第1項の申出により、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

ただし、無期停学の解除の時期は、原則として当該停学の始期から起算して6月以内の日とすることはできない。

4 学長は、有期停学期間の短縮又は無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知する。

5 前項の通知は、学部長等から当該学生に交付することにより行う。

(自主退学・休学)

第16条 学長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生から、懲戒等の処分が決定する前に、自ら退学する願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。また、懲戒の審査を開始していない場合であっても、当該事実又はその疑いが懲戒に相当すると認められる場合も同様とする。

2 学長又は学部長等は、停学中の学生から休学の願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。

3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じるときは、当該学生の停学期間の起算日以降の休学許可を取り消すものとする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第17条 学生が逮捕・勾留され、本人に接見することができない場合であっても、本人が罪状を認めていると確認された場合は、懲戒を行うことができる。

2 前項において、本人が罪状を否認している場合であっても、諸般の状況を考慮し慎重に検討した上で、学長が当該学生を懲戒処分にすることが適当であると認めた場合は、懲戒を行うことができる。

(嚴重注意)

第18条 学長又は学部長等は、社会的規範に照らし、不適切な行為を戒め、規律を保持する必要があると認めるときは、教育的指導として文書又は口頭により嚴重注意を行うことができる。

(雜則)

第19条 この規則に定めるもののほか、試験における不正行為の取扱い及びその他学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和5年6月27日から施行する。

2 改正後の第3条及び第15条の規定に関わらず、既に懲戒処分により停学中の学生については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

懲戒処分標準例

区分	懲戒対象行為	該当する懲戒の種類			
		退学	停学		訓告
			無期	有期	
犯罪行為（交通事故・違反を除く。）	殺人，強盗，強制性交等，放火等などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	○			
	薬物犯罪行為（大麻その他違法薬物，危険ドラッグの使用及び不法所持，売買，仲介等）	○	○	○	○
	わいせつ行為	○	○	○	○
	傷害行為	○	○	○	
	他人を傷害するに至らない暴力行為		○	○	○
	違法な賭博行為	○	○	○	○
	窃盗，詐欺，恐喝，住居不法侵入などの犯罪行為	○	○	○	○
	ストーカー行為	○	○	○	○
	コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	○	○	○	○
	その他，上記以外の刑罰法令に触れる行為	○	○	○	○
交通事故・違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転など悪質な場合	○			
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が飲酒運転や暴走運転など悪質な場合	○	○	○	
	飲酒運転，暴走運転などの交通法規違反を犯した場合		○	○	○
飲酒	飲酒を強要し，死に至らしめた行為	○	○	○	
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	○	○	○	○
	飲酒を強要した行為		○	○	○
	20歳未満の者の飲酒の事実を知らながら同席していた場合		○	○	○
	20歳未満の者が飲酒を行った場合		○	○	○
違法行為により本学の秩序	本学の教育研究，学修環境又は管理運営を著しく妨げる行為	○	○	○	○
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	○	○	○	

を乱す 行為	本学が管理する建造物又は器物の破壊， 汚損，不法改築等	○	○	○	
	本学が管理する建造物への不法侵入又は その不正使用若しくは占拠	○	○	○	○
	セクシュアル・ハラスメント，アカデミ ック・ハラスメント，いじめ等のハラス メント行為	○	○	○	○
	発表された研究成果の中に示されたデー タや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用	○	○	○	○
	その他違法行為により本学の信用を著し く失墜させる行為	○	○	○	○
試験不 正行為	代理（替玉）受験をしたり，させた場合 又は特に悪質な不正行為を行った場合	○	○	○	
	不正行為を行った場合		○	○	
	不正行為を行おうとした場合又は不正行 為を幫助した場合		○	○	○

アンプロフェッショナルな行為にかかるイエローカード制に関する申し合わせ

平成29年 7月18日 教務委員会承認
平成29年 9月19日 教務委員会承認
令和4年 2月21日 教務委員会承認
令和4年 2月21日 厚生補導委員会承認
令和6年10月3日 厚生補導委員会承認

1. この申し合わせは、岡山大学医学部医学科生（以下「医学科生」という。）のアンプロフェッショナルな行為にかかるイエローカード制に関し、必要な事項を定める。
2. 医学科生が授業（病院実習，学外で実施する授業・実習を含む。）において、医学科生及びSDとして相応しくない以下の行為を行った場合、授業担当教員又は実習指導医は学生に注意を促すと共に、科目責任者及び教育企画委員へ報告する。
 - ① 授業担当教員又は指導医の指導にも関わらず授業態度が悪い場合（無断欠席及び遅刻等を含む）
 - ② 授業を妨げる行為
 - ③ 実習には関係のない患者情報の閲覧
 - ④ 患者情報の管理不足
 - ⑤ 定期健康診断未受診での臨床実習等への参加
 - ⑥ 虚偽の報告またはそれに類似する行為や疑われる行為
 - ⑦ その他、患者や他の学生に迷惑をかける行為
3. 科目責任者は、報告を受けた行為は容認困難として学生への警告を考慮した場合は、担任教員と連携して面談・指導を行い、指導内容を記録する。
4. 前項の面談により、警告に値すると判断された場合、科目責任者はイエローカードを发出し、学生に周知する。
5. イエローカードが3回に達した場合(※)は、厚生補導委員長および担任教員は合同で、当該学生に教育的指導を行い、その内容を医学部長に報告する。
 - 2 教育的指導にあたって、厚生補導委員長および担任教員は関係の科目責任者の参加を求めることができる。※イエローカード1回目でも、その事案が深刻な場合、第3項における面談において累積3回相当と判断することができる。
6. 厚生補導委員長および担任教員は、前項における報告において、処分を含む学生に対する適切な対処を医学部長に求めることができる。
7. この申し合わせに依りがたい場合には、教務委員会および厚生補導委員会の両委員会において審議するものとする。

附 則

この申し合わせは、平成29年 7月18日から施行する。
この申し合わせは、平成29年 9月19日から施行する。
この申し合わせは、令和 4年 2月21日から施行する。
この申し合わせは、令和 6年10月3日から施行する。

11. 医学部医学科で開講する授業科目での学内研究施設の使用に関する申し合わせ

令和 4年 2月21日 医学科会議承認

1. この申し合わせは、医学教育において重要な科学的論理思考力や探究心を育むために開講される、岡山大学医学部規程(平成16年岡大医規程第1号)第10条に定める教育課程の授業科目(以下、「授業科目」という。)に必要な学内研究施設の医学部医学科生による使用に関し、必要な事項を定める。
2. 医学部医学科で開講する授業科目で必要となる学内研究施設を次に掲げる。
 - 一 大学院医歯薬学総合研究科 各教育研究分野の研究室
 - 二 医学部共同実験室
 - 三 自然生命科学研究支援センター 動物資源部門 鹿田施設
 - 四 自然生命科学研究支援センター 光・放射線情報解析部門 鹿田施設
 - 五 岡山大学病院バイオバンク
3. 年間の授業計画に沿って、授業担当教員による指導・許可のもと、医学部医学科生は2.で掲げる学内研究施設(以下、「学内研究施設」という。)を使用することができる。
4. 使用にあたっては、各学内研究施設の使用規則を遵守しなければならない。
5. この申し合わせに依りがたい場合には、学内研究施設管理責任者と教務委員長において協議するものとする。

12. 学生支援について

1 健康管理について

入学時に健康診断書の提出を義務付けていませんので、入学後は、本学で行う定期健康診断を必ず受診してください。なお、健康診断未受診の場合、実習等を履修することが出来ない場合があります。健康診断結果は、システムから確認することができます。また、証明書自動発行機により、健康診断証明書の発行が可能です。

また、学生生活や修学等について相談したいことがある場合は、担任教員、学務課教務グループ医学科担当、保健管理センター及び学生総合支援センター等へ気軽にお越しください。

問い合わせ先：岡山大学保健管理センター 電話 086-235-7487

2 学生相談室

何か心配ごとや分からないことがある時、困ったことが起きた時、悩んでいる時、誰かと話がしたくなった時は、気軽に学生相談室を訪ねてください。学生相談室のカウンセラーや相談員がアドバイスを心理カウンセリングを行います。

詳細は、岡山大学公式サイト > 在学生・保護者の方 > 各種窓口案内 > 学生相談室 を参照してください。

鹿田キャンパス

- (1) 開室時間 毎週火・木曜日 10:00～13:00 14:00～17:00
- (2) 電話 086-251-7169 (学生相談室受付)
- (3) E-mail nayami-2@cc.okayama-u.ac.jp
- (4) 相談場所 鹿田相談室 (医学部記念会館3階)

津島キャンパス

- (1) 開室時間 毎週月～金曜日 10:00～12:00 13:00～17:00
- (2) 受付・相談場所 一般教育棟 C棟1階
- (3) 電話 086-251-7169 (受付)
- (4) E-mail nayami@cc.okayama-u.ac.jp

3 総合相談窓口

修学・学生生活に関することでどこに相談すればよいか迷う場合、学内外の相談窓口の案内や助言等を行います。詳細は、岡山大学公式サイト > 在学生・保護者の方 > 各種窓口案内 > 総合相談窓口 を参照してください。

- (1) 場 所 大学会館1階
- (2) 連絡先 電話番号：086-251-7198
Mail: seikatsu@okayama-u.ac.jp

13. 学生生活の注意事項

有意義な学生生活を送るために、以下に記載する注意事項を熟読し、不利益を被ることがないように注意してください。特に大学が学生に対して行う連絡は、原則としてMoodleの電子掲示板への掲示、または大学付与Gmailアドレスへの通知で行います。見落としが無いように注意してください。なお、緊急を要するときは、直接電話連絡する場合がありますので、現住所・電話番号等を記載する書類には携帯電話の電話番号も記載し、変更があった場合は必ず学務システムにて修正するようにしてください。

1 学生証

学生証は、本学学生の身分を証明するものですので常に携帯してください。

試験、物品の借用、各種証明書の申請等すべてにわたり学生証によって身分を確認します。また、附属図書館の入館時や図書貸出を受ける時、学生用割引乗車券や通学定期乗車券を購入する時にも必要です。

紛失、盗難、破損又は姓名が変わった時は、速やかに再交付の手続きをしてください。なお、本人の過失を理由とする再発行については、再発行手数料が必要となりますので、学生証の管理は充分注意してください。詳細は、岡山大学公式サイト > 在学生・保護者の方 > 在学中の諸手続 > 学生証 を参照してください。

2 パスワード

入学時に学生証と一緒に履修登録や自動発行機による各種証明書の取得する際に必要な岡大ID及びパスワードを交付します。

このパスワードは、初期パスワードです。履修登録等を行う際には必ず初期パスワードを変更してください。また、変更後のパスワードは忘れないよう各自で責任を持って管理してください。

詳細は、岡山大学公式サイト > 在学生・保護者の方 > システムの利用方法 > コンピュータ・ネットワークの利用方法 を参照してください。

3 Gmailを用いた本学からのお知らせについて

本学では、学生の皆さんへの情報伝達については、掲示及びホームページにより行っておりますが、気象警報等の発表に伴う休講予告及び休講通知、学務に関する重要事項、その他の緊急連絡事項などについては、本学の付与するGmailアドレスあてのEメール（以下「Gmail」といいます。）によるお知らせを行っています。

あらかじめ、Gmailから携帯電話等への転送設定を行い、常にGmailの内容を確認するよう心がけてください。また、Gmailの容量は3GBですので、不要となったメールはこまめに削除をしていくようにお願いします。容量を超えると受信ができなくなり、重要連絡、緊急連絡に支障をきたします。

Gmailから携帯電話等への転送方法等詳細は、岡山大学公式サイト > 在学生・保護者の方 > システムの利用方法 > Gmailを用いたお知らせについてを参照してください。

4 各種証明書等について

学割証・在学証明書等の各種証明書の発行は、以下に設置する証明書発行機を利用してください。証明書の厳封が必要な場合は、発行機により発行の上、学務課教務グループ医学科担当まで申し出てください。

なお、パスワードは厳重に管理し、忘れた場合は、情報統括センターに学生証を持参の上、申し出てください。

(鹿田地区)
管理棟1階ホール

※土日祝日は管理棟玄関が閉まります。また、発行機に不具合が生じた場合も、土日祝日は事務室が閉まっていますので、平日に発行しておいてください。

(津島地区)

一般教育棟A棟1F 玄関ロビー横

岡山大学生生活協同組合 ピーチユニオン1階ホール

5 奨学金について

日本学生支援機構奨学金，地方公共団体奨学金，民間団体奨学金等の募集に関することは，鹿田キャンパス管理棟2階掲示板に注意し，必要な手続きを行ってください。

6 授業料について

口座振替手続者は，大学の指定する振替日の前日までに指定口座に入金を行っておいてください。振込希望者は，大学から送付する振込用紙により指定する期限までに最寄りの金融機関から振込んでください。指定された期限内に納付せず，本人又は保証人に督促がなされた後なお納付しないときは，学則により除籍されます。

なお，授業料免除を希望する場合は，鹿田キャンパス管理棟2階掲示板に注意し，必要な手続きを行ってください。

7 学研災および学研災付帯学生生活総合保険について

入学時に加入を依頼している学研災および学研災付帯学生生活総合保険に必ず加入してください。(加入していない場合，授業が受講できないことがあります。)

8 白衣・学生名札について

実習時は，白衣を着用し，名札をつけてください。白衣着用のまま学外へ出ることは厳禁です。臨床実習用の名札は，臨床実習開始前に配付します。

9 自転車による通学について

- (1) 自転車は必ず所定の自転車置場に止めてください。
- (2) 各建物間の通路や入口付近などに自転車を止めることはできません。特に本館と講義棟間の通路や建物出入口付近など通行の妨げになる場所への駐輪は厳重に禁止します。また，放置自転車は，警告後改善されない場合は撤去します。

10 自動車による通学について

平成6年度入学者より自家用車による通学は全面禁止となっています。ただし，身体に障がいがある等やむを得ない理由のある者については許可をすることもあるので学務課教務グループ医学科担当に申し出てください。

その他

- (1) 盗難に注意し，貴重品は常時身につけておいてください。
- (2) 学務課教務グループ医学科担当の窓口業務時間は，次のとおりです。
午前8時30分～午後5時15分
土，日，祝日，年末年始及び掲示で指定した日は，窓口業務を行っていません。
- (3) 大学の敷地内（建物内だけでなく，屋外を含む。）は，すべて禁煙となっています。
- (4) 不明な点は，学務課教務グループ医学科担当へ問い合わせてください。

受講上の注意について

授業を受ける際に知っておかなければならないことを説明します。知らないばかりに授業を受けられなかったり、必要な連絡ができなかったり、学生生活上の必要な支援が得られなかったり、さまざまな不都合が生じることになります。受講上の基本的な注意については、特に確認しておいてください。

1 休講・補講について

授業担当教員が、出張または病気等の理由で、担当する授業を休講する場合及びそれに伴う補講を行う場合は、以下で通知しますので、毎日掲示を見るようにしてください。

教養教育科目の場合 津島キャンパス一般教育棟A棟1階掲示板

専門教育科目の場合 鹿田キャンパス管理棟2階掲示板

(※緊急の場合、大学付与Gmailでお知らせする場合があります。)

2 公欠・準公欠・その他の欠席について

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて、休講、出席停止、公欠、準公欠等の対象となる場合がありますので、必要に応じて手続きを行ってください。

なお、詳細については、岡山大学ホームページ「気象警報・インフルエンザに罹患した場合などの授業等の取扱い（公欠、休講等）について」（URL：<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/kouketsu.html>）及び「学生の通学が困難となる場合における授業等の取扱いについて」を参照してください。また、公欠とならない医学科専門教育科目の欠席については、別紙申合せを参照してください。

3 受験心得について

試験（小テストを含める）の受験に当たっては、次の各事項に留意してください。

- ① 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- ② 監督者が指定した座席において受験すること。
- ③ 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- ④ 受験中、机の上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、オーディオプレーヤー等の電子機器類は、必ず電源を切っておくこと。ただし、監督者が受験中に使用を許可する電子機器類は除く。
- ⑥ 解答用紙には、所属学部名、学生番号及び氏名等の必要事項を必ず記入すること。
- ⑦ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑧ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ⑨ 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。
自己の机の上に置いて退出すると当該授業科目の単位は認定しない。
- ⑩ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。
なお、試験において不正行為を行った、不正行為を行おうとした、または不正行為を幫助した者に対しては、学則第58条（大学院学則第49条）により厳重な懲戒処分を行う。
試験による不正行為は次のとおりである。ここで、試験時間中とは、解答の開始から答案の提出までをいう（以下「試験時間中」という。）。
 - 1) 代理（替玉）受験をしたり、させたりすること。
 - 2) 試験時間中に、使用が許可されていないノート及び参考書等並びに電子機器類その他試験問題解答の参考となり得る物品を参照すること又は使用すること。
 - 3) 試験時間中に、言語、動作又は電子機器類等により他人に教示すること又は教示を受け

て解答に利用すること。

- 4) 答案を交換すること。
- 5) 試験時間中に、他の学生の答案をのぞき見すること。
- 6) 試験時間中に、使用が許可されたノート及び参考書等並びに電子機器類を貸借すること。
- 7) 監督者の注意若しくは指示に従わないこと。
- 8) レポートにおいて、剽窃、改ざん及び捏造などを行うこと。
- 9) その他、試験の公正な実施を妨げる行為を行うこと。

4 不正行為等の取扱いについて

不正行為等があった場合は、「岡山大学学生に係る懲戒等に関する規則」に基づき、厳しい処分を受けることとなりますので、学生としての本分を自覚して、規律正しく学生生活を送ってください。なお、不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学生が当該学期に履修登録している全ての授業科目（学期をまたがって履修する授業科目を含む。）の単位が認定されません。

【別紙】

医学部医学科専門教育科目に係る欠席の届出の取扱いに関する申合せ

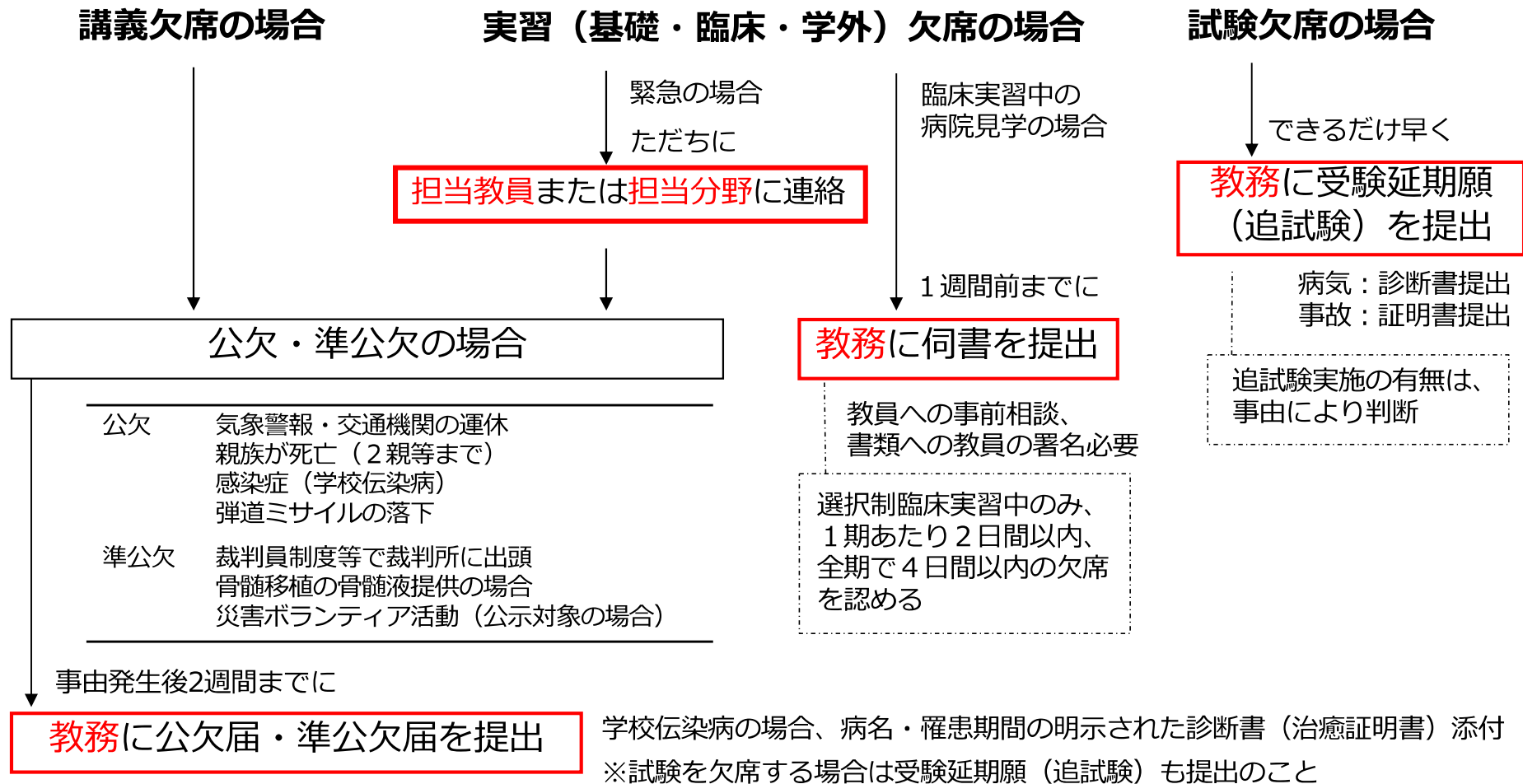
令和 元年 9月17日 教務委員会承認

1. この申合せは、岡山大学医学部医学科生（以下「医学科生」という。）の医学部医学科専門教育科目（以下「専門教育科目」という。）に係る欠席の届出の取扱いに関し、必要な事項を定める。
2. 医学科生が公欠、準公欠に当たる事由により専門教育科目の授業を欠席する場合は、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」に従い、学務課教務グループ医学科担当へ届け出ることとする。
3. 医学科生が公欠、準公欠とならない事由により専門教育科目の授業を欠席する場合は、授業の形態により、下記のとおり取扱うこととする。
 - ① 講義
届出は不要とするが、特別の配慮を求める場合は別紙1「欠席届」に関係書類を添付して届け出ることができる。届出は学生から授業担当教員へ直接行う。ただし、この欠席届の提出の有無にかかわらず、成績評価に当たっての配慮を行うかどうかは、授業担当教員の裁量による。
 - ② 演習・実習（基礎・臨床・学外）
欠席の事由発生次第、速やかに学生から授業担当教員または担当分野へ連絡を行う。特別の配慮を求める場合は、別紙1「欠席届」に関係書類を添付して届け出ることができる。届出は学生から授業担当教員へ直接行う。ただし、この欠席届の提出の有無にかかわらず、成績評価に当たっての配慮を行うかどうかは、授業担当教員の裁量による。
なお、選択制臨床実習中の病院見学のための欠席の取扱いについては、別に定める。
4. 医学科生が、病気その他やむを得ない事故等により試験を欠席し、追試験を希望する場合は、次の書類を添付して速やかに学務課教務グループ医学科担当へ届け出ることとする。
 - ① 病気の場合は、医師の診断書
 - ② その他の場合は、その事故等を証明する証明書ただし、実施の有無は事由により判断する。
5. 別紙1に氏名記載した指導教員等は、別紙1が当該学生により授業担当責任者へ提出されることが当該学生より周知されたのであって、授業等の欠席を承認するものではない。
6. その他、この申合せに依りがたい場合には、教務委員会において審議するものとする。

附 則

この申合せは、令和 元年 9月17日から施行する。

授業欠席時の学生の対応



上記以外の欠席 特別の配慮を求める場合、欠席事由を明記した欠席届および関連書類を添付して授業担当教員に提出する。欠席の取扱いについては、担当教員の判断とする。

疑問・質問等は、教務学生担当まで（内線7021）

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における 授業等の取扱いについて

〔平成21年9月16日〕
学 長 裁 定
改正 平成22年 1月27日
平成22年10月 5日
平成23年 2月16日
平成23年 3月15日
平成23年 3月31日
平成23年11月 1日
平成23年12月 6日
平成24年 4月24日
平成25年11月 5日
平成28年 2月16日
平成28年 6月 1日
平成30年 3月22日
平成30年11月 7日
令和 5年 2月22日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

- 第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
 - 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
 - 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
 - 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（特別警報又は気象警報が発表された場合等の取扱い）

- 第2 次の各号に掲げる場合の対応について、当該各号に定めるとおりとし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。
- 一 本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合 授業等を休講とする。
 - 二 前号の警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合 教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

（通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い）

- 第3 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

- 第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

(学生が感染症に罹患した場合等の取扱い)

第5 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

(学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い)

第6 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署(以下「官公署」という。)へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

(学生が骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い)

第7 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供(以下「骨髄液提供等」という。)を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要の検査及び入院その他手続き(以下「入院等」という。)を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第8 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動(以下「災害ボランティア活動」という。)に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が兼ねる副学長が決定し、公示する。

(一授業科目当たりの準公欠の制限)

第9 一の授業科目について、準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

(届出期限)

第10 本取扱いで定めるものにおける届出については、当該事由発生後ただちに提出することを原則とするが、最大で2週間までを提出期限とする。ただし、第5に定めるものにおける届出においては、出席停止の期間終了後ただちに提出することを原則とするが、最大で2週間までを提出期限とする。

(雑則)

第11 第2から第9までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月6日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和5年3月1日から施行する。

※別紙4, 5, 6は省略

気象警報等・交通機関の運休等 【休講, 公欠等】

I 本学の所在地(以下「キャンパス」という。)に特別警報及び気象警報(暴風警報, 暴風雪警報及び大雪警報に限る。ただし, 三朝キャンパスにあっては, 大雪警報を除く。以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。以下同じ)が発表された場合

- 1 本学のキャンパスを含む地域に, 気象警報等が発表された場合の授業は, 次のとおり取り扱う。
 - 一 昼間に開講する授業
 - イ 気象警報等が, 午前 6 時から午前 8 時 40 分(授業開始時刻)までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報等が, 午前 8 時 40 分までに解除されても, 全ての授業は休講とする。
 - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。
 - 二 夜間に開講する授業
 - イ 気象警報等が, 午後 3 時から午後 6 時(授業開始時刻)までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報等が, 午後 6 時までに解除されても, 全ての授業は休講とする。
 - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。
- 2 対象となる気象警報等が発表されている地域
 - 一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」, 「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
 - 二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
 - 三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については, 鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域
 - 四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については, 当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 地域区分の内訳は, 以下のとおり。

岡山県全域	=	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	=	岡山地域, 東備地域, 倉敷地域, 井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	=	新見地域, 真庭地域, 津山地域及び勝英地域
岡山地域	=	岡山市, 瀬戸内市, 玉野市及び吉備中央町(いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。)
倉敷地域	=	倉敷市, 総社市及び早島町(いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。)

- 3 休講の周知方法等
 - 一 気象警報等が発表された場合は, 速やかに休講の周知を行うものとし, この場合の休講の周知は, Gmail, 学内掲示, 本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお, 授業開始後に気象警報等が出された場合は, 学内掲示等により周知するとともに, 授業中

のものにあつては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。

二 前号にかかわらず、気象警報等の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmail、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。

三 気象警報等の発表後は、学生を学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

II 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合は、教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

その場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

III 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合

1 休講措置の対象とならない気象警報等（注1）や交通機関の運行休止その他これに準じる理由（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報等とは…

上記Iの対象となる気象警報等以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報等が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報等が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止その他これに準じる理由とは…

気象現象、事故等により、交通機関が運行休止し通学が困難な場合（交通機関の運行休止が見込まれ、通学することにより帰宅が困難になる可能性がある場合、道路等が遮断され、自宅から大学又は駅等に行くことが困難な場合を含む。）をいう。

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休等）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。（なお、根拠書類が提出できない場合は、状況を説明した理由書を添付すること。）

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

IV 休講及び公欠の授業の取扱い

一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。

二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

忌引き 【公欠】

1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

2 公欠となる親族の範囲

- 一 配偶者
- 二 1親等（父母，子）
- 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）

3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀等のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、特別な理由がある場合は、次の第1号から第3号までに定める起算日に関わらず、葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。

- 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間

4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀等を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

感染症 【出席停止，公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※）

※ 「その他の感染症」とは，感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症），マイコプラズマ感染症，溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。

本学において大規模な流行の兆しがある感染症については，保健管理センター長の意見に基づき，教育担当理事が決定し，公示する。

2 出席停止の期間

出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ハ 麻疹にあつては，解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては，耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後

	<p>5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>
第3種	<p>第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師が発行する罹患期間の記載された診断書（治癒証明書）（コピー可）とともに提出するものとする。ただし、インフルエンザに限り、発症日の記載された診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」の提出をもって、治癒証明書に代えることができる。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

3 休業の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

岡山大学医学部医学科の臨床実習教育に関する申合せ

平成27年 9月24日 教務委員会承認

改正 平成28年 7月19日

改正 平成29年 7月18日

改正 平成30年 7月17日

1. この申合せは、岡山大学医学部医学科生（以下「医学科生」という。）の臨床実習教育に関し、必要な事項を定める。
なお、臨床実習教育とは、早期地域医療体験実習、地域医療体験実習、基本臨床実習及び選択制臨床実習をいう。
2. 医学科生は、下記の対応を必ず行うものとする。
 - ① 実習中の負傷・疾病及び過失による賠償に対応した保険への加入
 - ② 風疹、麻疹、水痘、ムンプスの4種のワクチン接種
 - ③ B型肝炎ウイルスのワクチン接種
 - ④ 年度毎の定期あるいは追加健康診断の受診なお、①、②に関して、入学時に未対応となっている医学科生は、原則、入学後3ヶ月以内に対応するものとする。また、③に関しては、原則1年次生の間に対応するものとする。
3. 特段の事情なく、早期地域医療体験実習（1年次）および地域医療体験実習（2・3年次）の参加に際し上記2の①②④の対応を行っていない医学科生は、イエローカード（警告）となり評価にも影響することとなり、保護者にも通知する。さらに、OSCE受験までに上記2の対応を行っていない場合、面談を行う。12月末日までに対応を行っていない場合は、イエローカードへ登録し、対応が完了するまで臨床実習には参加できないこととする。なお、②、③、④に関して、アレルギー等、特殊事情がある場合には、この限りではない。
4. その他、この申合せに依りがたい場合には、教務委員会において審議するものとする。

附 則

この申合せは、平成27年12月 1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年 7月 18日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年 7月 17日から施行する。

1 4 . 岡山大学医学部医学科医学教育学生会内規

(制定 平成27年9月25日)

(設置目的)

第1条 医学教育における課題について学生が主体となって検討することを目的として岡山大学医学部医学科に医学教育学生会（以下「学生会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 学生会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 医学教育における課題に関する事項
- 二 その他必要と認められる事項

2 前項の審議結果については、必要に応じて教務委員会に諮るものとする。

(組織)

第3条 学生会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- 一 医学部医学科学生（各学年2名程度）
- 二 その他代表が必要と認める者

(医学教育学生会代表)

第4条 学生会に医学教育学生会代表（以下「代表」という。）を置き、教務委員会委員長が指名する。

2 代表は、学生会を招集し、その議長となる。

(会員以外の者の出席)

第5条 代表は、必要に応じて、会員以外の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 学生会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成27年9月25日から施行する。

15. 医学部体育館，武道館使用内規

第1条 岡山大学医学部体育館，武道館（以下「体育館」という。）の使用については，法令等に定めるもののほか，この内規の定めるところによる。

第2条 体育館は，次に掲げる場合にこれを使用する。

- (1) 本学部の承認を経た課外活動並びに本学部の授業を行うとき。
- (2) 本学部及び体育館主管団体の主催する行事等を行うとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか，学部長が使用を許可したとき。

第3条 前項第3号の使用の許可を受けようとするものは，使用日の5日前に使用願書（別紙様式）を医歯薬学総合研究科等学務課へ提出しなければならない。ただし，急を要する場合は，使用前日までに提出することができる。

第4条 第2項第3号により使用を許可されたもののうち固有財産法等諸法規に定められたものについては，別表に定める使用料を，使用日までに納付しなければならない。既納の使用料は返還しない。

第5条 使用許可後においても，本学部において特別の事情が生じた場合，又は，使用許可条件に違反したときはその使用許可を取り消すことがある。

使用許可条件は，別にこれを定める。

第6条 体育館の使用時間は，午前8時30分から午後8時までとする。

ただし，特別の事情があるときは，これを変更することができる。

附 則

この内規は，昭和45年6月1日から実施する。

別紙様式及び別表は省略する。

医学部体育館使用に関する申合わせ事項

1. 体育館設立の趣旨に鑑み課外活動のための使用を優先する。
2. 課外活動による使用については医学部校友会が主管，調整し学期初めに使用計画書を学務課に提出することとする。
3. 主管団体は校友会の下記の各部とする。（以下「主管部」という。）
体育館 バレーボール部，バドミントン部，バスケットボール部
武道館 柔道部，剣道部，空手部
4. 任意の団体等（学外者を含む）が体育館の使用を希望するときは使用願書に主管各部の承認を得たうえ学務課に提出しなければならない。
5. 体育館の使用については器具の使用，使用後の清掃等特種事情があるので主管部又は学務課の指示に従うものとする。個人の使用もこれに準ずる。指示に従わないときは使用を禁止することがある。
6. 本学部の授業，行事及び日曜祝祭日の使用については，事前に学務課を通じ主管部と連絡のうえ調整するものとする。
7. 体育館の使用を希望する団体と主管部との，使用に関する調節が困難なときは，校友会がこの調整に努力するものとする。
8. 体育館の使用にあたっては，解錠，施錠の責任を明らかにし，館内備付けの記録簿に使用の状況等を記録しなければならない。

16. 鶴 翔 会 会 則

(名称)

第1条 本会は、鶴翔会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を密にし、学術の向上を図り、併せて母校の発展に尽すことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、会員、賛助会員及び名誉会員とする。

2 次の各号に掲げる者を会員とする。

一 岡山県医学校、第三高等学校医学部、第三高等学校医学部、岡山医学専門学校、岡山医科大学、岡山医科大学附属医学専門部、岡山医科大学臨時附属医学専門部、岡山大学医学部医学科の卒業生並びに、岡山大学大学院医学研究科・医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の修了者

二 岡山大学医学部・大学院医歯薬学総合研究科（医学系）（前身の学校、大学等を含む）及び岡山大学病院（医系）（以下「本学」という。）の教授・准教授・講師及び助教（以下「教員」という。）

三 本学教員であった者

四 医学部医学科、大学院医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の学生

五 本学で研究及び診療（卒後臨床研修を含む）に従事している者又は従事したことがあるが、一号から四号に該当しない者

3 本会の目的に賛助し入会を希望する者で役員会の議を経た者を賛助会員とする。

4 本会のために尽くし、その功績顕著な者並びに本学の教授であった者を役員会の議を経て名誉会員とする。

5 会員が会則その他の規則に違反するなど本会の名誉を傷つけた場合は、役員会及び総会の議を経て除名することができる。

(役員及び任務)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 会務を総理し、本会を代表する。

副会長 3名 会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代る。

幹 事 若干名 会長を補佐し、会務を処理する。

監 事 2名 会務を監査する。

(役員を選出及び任期)

第5条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

2 会長は、岡山大学医学部長又は医学科の学科長をもってあてる。

3 副会長のうち2名は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長（医学系）又は副研究科長（医学系）及び岡山大学病院長をもってあて、他の1名は評議員の互選により、総会の議を経て

会長が委嘱する。

- 4 幹事及び監事は、評議員の互選により、会長が委嘱する。
- 5 互選された役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、任期終了後においても後任者が決定されるまでの間、その会務を行う。

(名誉会長)

第6条 多年本会のために尽しその功労顕著な者を役員会に附議して、名誉会長に推薦することがある。

(評議員)

第7条 評議員は、次の各号に掲げる者について、会長が委嘱する。

- 一 岡山市又はその附近在住会員若干名並びに医学部医学科卒業のクラス委員又はクラス委員が推薦する者。ただし、次の第二号及び第三号の者を除く。
- 二 支部代表者各1名
- 三 本学の教授及び准教授

(会議)

第8条 本会の会議は、役員会、評議員会及び総会とし、評議員会及び総会は年1回、役員会が必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、役員をもって組織し、会務をつかさどる。
- 3 評議員会は、評議員をもって組織し、会長の諮問に応ずる。
- 4 総会は、第3条の会員をもって組織し、本会の重要事項を審議する。
- 5 会議は、すべて会長が招集し、その議長となる。

(事業)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦、連絡調整に関する事業
- 二 学術向上に関する事業
- 三 本学の行事への援助に関する事業
- 四 会報及び会員名簿の発刊に関する事業
- 五 その他目的達成のために必要な事業

(会計)

第10条 本会の会計は、入会金及び会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

- 2 医学部医学科学生、他学出身の大学院医歯薬学総合研究科（医学系）学生及び第3条第2項第五号に定める会員は、入会の際、入会金として10,000円を納めるものとする。
- 3 会員は、会費として、年額3,000円を納めるものとする。但し、一時に25年分の会費を納めた場合は、以後の会費を徴収しない。
- 4 前項の規定に拘らず医学部医学科及び大学院医歯薬学総合研究科医歯科学専攻（医学系）の学生は、在学中の会費として入学の際、1,000円を納めるものとする。
なお、卒業の際、向こう10年間の会費を前払いすることができる。但し、その額は24,000円とし、卒業時のみ適用とする。
- 5 賛助会員の入会金及び会費については、第3条第3項に定める役員会の議において定める。

- 6 会員が77歳に達したときは、本人の申し出により会費を免除することができる。
- 7 名誉会長及び名誉会員からは、会費を徴収しない。
- 8 入会金及び会費の変更については、役員会及び評議員会の議を経て総会において決定する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(構成)

第12条 本会は、本部を岡山大学医学部内に設置する。

2 本部には事務局を設け、専任職員を置く。

第13条 本会は、必要な地に支部を設置する。支部に代表者を置く。

第14条 会員は、住所、職業等に異動が生じたときは、その都度本部に通知するものとする。

(会則の変更)

第15条 会則の変更は、役員会、評議員会及び総会に諮って、会長がこれを決定する。

附 則

この会則は、平成20年6月7日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

この会則は、平成23年6月4日から施行する。

この会則は、平成24年6月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年6月6日から施行する。

17. 在学者数・卒業者数・学位授与数

在学者数 (令和7. 1. 1現在)

年	1	2	3	4	5	6	計
学部学生	112	123	115	112	114	115	691
大学院医歯薬学総合研究科 (博士)	164	164	157	255			740
” (修士)	19	18					37

卒業者数 (令和7. 1. 1現在)

学校沿革別	年次	卒業者数
岡山県医学校	明17～21	90
第3高等学校医学部	明22～27	282
第3高等学校医学部	明28～33	360
岡山医学専門学校	明34～大10	1,982
岡山医科大学附属医学専門部	大11～13	313
岡山医科大学	大15～昭29	2,012
岡山医科大学附属医学専門部	昭17～27	738
岡山大学医学部 (医)	昭30～令06	7,225
計		13,002

学位授与数

旧学位 (昭和35. 3. 31まで) 2,461

新学位 (令和7. 1. 1現在)

課程博士 3,317

論文博士 3,832

18. 職 員

名 誉 教 授 () は在職期間

医学博士	栗井通泰	(昭和55年～平成2年)
〃	緒方正名	(昭和37年～平成3年)
〃	西本詮	(昭和41年～平成3年)
〃	金政泰弘	(昭和49年～平成4年)
〃	関場香	(昭和48年～平成4年)
〃	古元嘉昭	(昭和61年～平成5年)
〃	原岡昭一	(昭和56年～平成6年)
〃	矢部芳郎	(昭和42年～平成6年)
〃	堀泰雄	(昭和54年～平成7年)
〃	森昭胤	(昭和47年～平成7年)
〃	太田善介	(昭和56年～平成8年)
〃	折田薫三	(昭和53年～平成8年)
〃	新居志郎	(昭和53年～平成9年)
〃	松尾信彦	(昭和49年～平成9年)
〃	武田和久	(平成3年～平成10年)
〃	大森弘之	(昭和52年～平成10年)
〃	庄盛敏廉	(昭和54年～平成10年)
〃	原田英雄	(昭和57年～平成10年)
〃	増田游	(昭和63年～平成11年)
〃	関周司	(平成元年～平成11年)
〃	青山英康	(昭和55年～平成12年)
〃	荒田次郎	(昭和63年～平成13年)
〃	難波正義	(平成2年～平成13年)
〃	辻孝夫	(昭和62年～平成14年)
〃	赤木忠厚	(昭和60年～平成15年)
〃	清野佳紀	(平成2年～平成15年)
〃	大本堯史	(平成3年～平成15年)
〃	工藤尚文	(平成4年～平成15年)
〃	平木祥夫	(平成元年～平成16年)
〃	井上一	(平成2年～平成16年)
〃	岡田茂	(平成2年～平成17年)
〃	清水信義	(平成5年～平成17年)
〃	石津日出雄	(平成2年～平成18年)
〃	小川紀雄	(平成7年～平成18年)
薬学博士	五味田裕	(平成5年～平成19年)
医学博士	大江透	(平成6年～平成20年)
〃	黒田重利	(平成4年～平成21年)
〃	田中紀章	(平成8年～平成21年)
〃	中山睿一	(平成3年～平成22年)
〃	小出典男	(平成11年～平成22年)
医学博士	佐々木順造	(平成3年～平成23年)
〃	小熊惠二	(平成4年～平成23年)
理学博士	清水憲二	(平成6年～平成23年)

医学博士	保田立二	(昭和 63 年～平成 23 年)
〃	大月洋	(平成 9 年～平成 23 年)
〃	大塚頌子	(平成 16 年～平成 23 年)
〃	太田吉夫	(平成 15 年～平成 25 年)
〃	筒井公子	(平成 14 年～平成 26 年)
〃	森島恒雄	(平成 15 年～平成 26 年)
〃	公文裕巳	(平成 10 年～平成 27 年)
〃	氏家良人	(平成 12 年～平成 27 年)
〃	山本和秀	(平成 19 年～平成 27 年)
〃	粟屋剛	(平成 14 年～平成 28 年)
〃	谷本光音	(平成 13 年～平成 28 年)
〃	佐野俊二	(平成 5 年～平成 28 年)
〃	三好新一郎	(平成 21 年～平成 29 年)
〃	平松祐司	(平成 15 年～平成 29 年)
〃	岩月啓氏	(平成 13 年～平成 30 年)
〃	荻野景規	(平成 17 年～平成 31 年)
〃	山田雅夫	(平成 9 年～令和 2 年)
〃	加藤宣之	(平成 11 年～令和 2 年)
〃	白神史雄	(平成 25 年～令和 2 年)
〃	西崎和則	(平成 11 年～令和 2 年)
〃	大塚愛二	(平成 16 年～令和 3 年)
〃	西堀正洋	(平成 13 年～令和 3 年)
〃	浜田淳	(平成 19 年～令和 3 年)
〃	吉野正	(平成 15 年～令和 4 年)
〃	岡田裕之	(平成 22 年～令和 4 年)
〃	山田了士	(平成 27 年～令和 4 年)
〃	那須保友	(平成 27 年～令和 4 年)
〃	土井原博義	(平成 22 年～令和 4 年)
〃	伊達勲	(平成 15 年～令和 5 年)
〃	伊藤浩	(平成 21 年～令和 5 年)
〃	木浦勝行	(平成 23 年～令和 5 年)
〃	八木孝仁	(平成 22 年～令和 5 年)
〃	草野展周	(平成 23 年～令和 5 年)
〃	千田益生	(平成 22 年～令和 5 年)
〃	小林勝弘	(平成 27 年～令和 6 年)
〃	木股敬裕	(平成 24 年～令和 6 年)
〃	野田卓男	(平成 24 年～令和 6 年)
〃	四方賢一	(平成 22 年～令和 6 年)
歯学博士	竹居孝二	(平成 11 年～令和 7 年)
医学博士	松下治	(平成 24 年～令和 7 年)
〃	鵜殿平一郎	(平成 23 年～令和 7 年)
〃	光延文裕	(平成 20 年～令和 7 年)
〃	田端雅弘	(平成 18 年～令和 7 年)

歴代医学部長（医科大学長）

藤田秀太郎	大11~14	田中文男	大14~昭和6
田村於兔	昭6~15	清水多栄	昭15~22
林道倫	昭22~24	遠藤中節	昭24~28
関正次	昭28~32	八木日出雄	昭32~33
村上栄	昭33~37	高原滋夫	昭37~41
三上芳雄	昭41~44	西田勇	昭44~46
妹尾左知丸	昭46~48	小坂淳夫	昭48~50
稲臣成一	昭50~54	大藤眞	昭54~56
新見嘉兵衛	昭56~58	緒方正名	昭58~60
小田琢三	昭60~62	金政泰弘	昭62~平元
小坂二度見	平元~3	木村郁郎	平3~5
新居志郎	平5~7	松尾信彦	平7~9
産賀敏彦	平9~11	難波正義	平11~13
赤木忠厚	平13~15	岡田茂	平15~17
小熊惠二	平17~19	松井秀樹	平19~21
許南浩	平21~23	吉野正	平23~27
大塚愛二	平27~31	浅沼幹人	平31~令3
豊岡伸一	令和3~7	和田淳	令7~

歴代病院長（附属病院長，附属医院長）

藤田秀太郎	大11~12	田中文男	大12~14
赤岩八郎	大14~昭2	林道倫	昭2~4
柿沼作	昭4~6	好本節	昭6~8
安藤画一	昭8~9	稻田進	昭9~11
畑文平	昭11~13	津田誠次	昭13~15
根木博	昭15~17	北山加一郎	昭17~19
八木日出雄	昭19~21	三宅博	昭21~23
浜本英次	昭23~24	根岸博	昭24~28
津田誠次	昭28~30	八木日出雄	昭30~32
武田侯光	昭32~34	高原滋夫	昭34~36
赤木五郎	昭36~39	橋本清	昭39~43
平木潔	昭43~45	奥田観士	昭45~47
砂田輝武	昭47~49	田中早苗	昭49~51
大藤眞	昭51~53	西本詮	昭53~55
山本道夫	昭55~57	小坂二度見	昭57~59
野原望	昭59~61	小倉義郎	昭61~63
田邊剛造	昭63~平2	大月三郎	平2~4
松尾信彦	平4~6	折田薫三	平6~8
大森弘之	平8~10	荒田次郎	平10~12
井上一	平12~14	清水信義	平14~17
森田潔	平17~23	楨野博史	平23~29
金澤右	平29~令3	前田嘉信	令3~

専攻分野別教員

※〔 〕内は旧講座等の名称を示す。

【解剖学】

元教授	上坂熊勝 (大11~昭7)	敷波重治郎 (大11~昭16)
	八木田九一郎 (大11~昭18)	浦良治 (昭18~30)
	関正次 (昭16~35)	尾曾越文亮 (昭36~44)
	大内弘 (昭30~56)	新見嘉兵衛 (昭40~60)
	川村光毅 (昭60~63)	大塚長康 (昭45~平2)
	徳永勲 (昭63~平13)	村上宅郎 (昭56~平16)
	佐々木順造 (平3~23)	筒井公子 (平14~26)
	大塚愛二 (平16~令3)	

細胞組織学〔第一講座〕

教授 (医博) 大内淑代
講師 (理博) 板東哲哉

人体構成学〔第二講座〕

教授 (医博) 川口綾乃
講師 (理博) 下向敦範

脳神経機構学〔第三講座〕

教授 (医博) 浅沼幹人
講師 (医博) 宮崎育子

【生理学】

元教授	舟岡英之助 (大11)	生沼曹六 (大11~昭18)
	林香苗 (昭18~36)	福原武 (昭29~45)
	西田勇 (昭36~53)	中山沃 (昭45~平3)
	堀泰雄 (昭54~平7)	菅弘之 (平3~12)
	松井秀樹 (平7~30)	梶谷文彦 (平12~17)

細胞生理学〔第一講座〕

元教授 神谷厚範 (平30~令5)

システム生理学〔第二講座〕

教授 (医博) 成瀬恵治
准教授 (医博) 高橋賢

生 化 学【生 化 学】

元教授 清水多栄(大12~昭27) 水原舜爾(昭29~56)
産賀敏彦(昭56~平11) 竹居孝二(平11~令7)
准教授(理博)山田浩司

分子医化学【分子医化学】

元教授 二宮善文(平3~26)
教授(薬博)大橋俊孝

薬理学【薬理学】

元教授 奥島貫一郎(大13~昭20) 山崎英正(昭21~51)
佐伯清美(昭51~平13) 西堀正洋(平13~令3)
教授(医博)細野祥之
講師(歯博)奥舎有加

【病 理 学】

元教授 田村於兔(大11~昭18) 田部 浩(大13~昭29)
浜崎幸雄(昭18~37) 妹尾左知丸(昭30~55)
小川勝士(昭37~60) 粟井通泰(昭55~平2)
赤木忠厚(昭60~平15) 岡田 茂(平2~17)
吉野 正(平15~令4)

病理学(免疫病理)【第一講座】

教授(医博)松川昭博

病理学(腫瘍病理)【第二講座】

教授(医博)山元英崇

病原細菌学【細菌学】

元教授 加藤誠治(大11~13) 鈴木 稔(大13~昭23)
村上 栄(昭24~44) 俵 寿太郎(昭44~49)
金政泰弘(昭49~平4) 小熊 惠二(平4~23)
松下 治(平24~令7)
准教授(医博)内山淳平

病原ウイルス学【ウイルス学】

元教授 俵 寿太郎(昭44~52) 新居志郎(昭53~平9)
山田雅夫(平9~令2)
教授(医博)本田知之

疫学・衛生学【衛生学】

元教授 緒方益雄(大14~昭32) 大平昌彦(昭32~55)
青山英康(昭55~平12) 川上憲人(平12~18)
土居弘幸(平18~31)
教授(医博)頼藤貴志
准教授(医博)高尾総司

公衆衛生学【公衆衛生学】

元教授 大田原一祥(昭29~37) 緒方正名(昭37~平3)
武田和久(平3~10) 吉良尚平(平10~17)
荻野景規(平17~31)
教授(医博)神田秀幸
准教授(医博)久松隆史

免疫学【生体防御医学】

元教授 山口左伸(昭25~34) 稲臣成一(昭34~58)
石井明(昭59~平3) 中山睿一(平3~22)
鵜殿平一郎(平23~令7)

法医学【法医学】

元教授 小南又一郎(大12~13) 遠藤中節(大14~昭30)
三上芳雄(昭31~49) 何川凉(昭53~平2)
石津日出雄(平2~18)
教授(医博)宮石智

医療政策・医療経済学

元教授 浜田淳(平19~令3)

国際保健・医療学

元教授 土居弘幸(平19~31)

【内科学】

元教授 笥繁(大11~13) 金子廉次郎(大11~14)
柿沼作(大13~昭12) 稲田進(大14~昭20)
北山加一郎(昭12~27) 山岡憲二(昭20~31)
小坂淳夫(昭32~50) 平木潔(昭27~51)
大藤眞(昭42~56) 長島秀夫(昭51~62)
木村郁郎(昭51~平6) 太田善介(昭56~平8)
原田実根(平6~13) 辻孝夫(昭62~平14)
白鳥康史(平14~18) 槇野博史(平8~25)
山本和秀(平19~27) 谷本光音(平13~28)
岡田裕之(平22~令4) 木浦勝行(平23~令5)
四方賢一(平22~令6年)

消化器・肝臓内科学【第一講座】

教授(医博)大塚基之
講師(医博)川野誠司
講師(医博)大西秀樹

血液・腫瘍・呼吸器内科学【第二講座】

教授(医博)前田嘉信
准教授(医博)淺田騰
講師(医博)藤原英晃

腎・免疫・内分泌代謝内科学【第三講座】

教授(医博)和田淳
准教授(医博)江口潤
講師(医博)中司敦子
講師(医博)松本佳則

精神神経病態学【神経精神医学】

元教授 荒木蒼太郎(大11~12)	林道倫(大13~昭27)
藤原高司(昭27~30)	奥村二吉(昭31~45)
大月三郎(昭45~平4)	黒田重利(平4~21)
内富庸介(平22~26)	山田了士(平27~令4)
教授(医博)高木学	
准教授(医博)酒本真次	
講師(医博)岡久佑子	
講師(医博)藤原雅樹	

小児医科学【小児科学】

元教授 好本節(大11~昭18)	浜本英次(昭18~44)
木本浩(昭44~平2)	清野佳紀(平2~15)
森島恒雄(平15~26)	
教授(医博)塚原宏一	
准教授(医博)岡田あゆみ	
講師(医博)長谷川高誠	

小児発達病因病態学【発達神経病態学領域】【小児神経学】

元教授 大田原俊輔(昭54~平7)	岡鋈次(平7~16)
大塚頌子(平16~23)	小林勝弘(平27~令6)
教授(医博)武内俊樹	
准教授(医博)秋山倫之	
講師(医博)柴田敬	

【外 科 学】

元教授	木下益雄(大11)	赤岩八郎(大11~昭2)
	西川義英(大12~14)	泉伍朗(昭3~8)
	石山福次郎(昭9~16)	三宅博(昭16~22)
	津田誠次(大14~昭33)	陣内伝之助(昭23~38)
	田中早苗(昭38~53)	砂田輝武(昭33~52)
	寺本滋(昭52~平5)	折田薰三(昭53~平8)
	清水信義(平5~17)	伊達洋至(平18~19)
	田中紀章(平8~21)	三好新一郎(平21~29)
	八木孝仁(平22~令5)	野田卓男(平24~令6)

消化器外科学【第一講座】

教授(医博)藤原俊義
講師(医博)野間和広
講師(医博)谷本光隆
講師(医博)黒田新士

呼吸器・乳腺内分泌外科学【第二講座】

教授(医博)豊岡伸一
教授(医博)枝園忠彦
准教授(医博)岡崎幹生
講師(医博)高橋侑子
講師(医博)枝園和彦

整形外科【整形外科学】

元教授	児玉俊夫(昭29~53)	田邊剛造(昭53~平2)
	井上一(平2~16)	
	教授(医博)尾崎敏文	
	准教授(医博)藤原智洋	
	講師(医博)斎藤太一	

皮膚科学【皮膚科学】

元教授	谷奥喜平(昭35~51)	野原望(昭51~63)
	荒田次郎(昭63~平13)	岩月啓氏(平13~30)
	教授(医博)森実真	
	講師(医博)川上佳夫	
	講師(医博)平井陽至	

腎泌尿器科学【泌尿器病態学】【泌尿器科学】

元教授	皆見省吾(大12~昭6)	大森大亮(大13~14)
	根岸博(昭6~30)	大村順一(昭30~43)
	新島端夫(昭43~52)	大森弘之(昭和52~平10)
	公文裕巳(平10~27)	那須保友(平27~令4)

教授(医博)荒木元朗
講師(医博)枝村康平
講師(医博)別宮謙介

眼科学【眼科学】

元教授 藤田秀太郎(大11~14) 庄司義治(大14~15)
畑文平(大15~昭22) 荻原朗(昭23~26)
赤木五郎(昭26~39) 奥田觀士(昭39~48)
松尾信彦(昭49~平9) 大月洋(平9~23)
白神史雄(平25~令2)
教授(医博)森實祐基

耳鼻咽喉・頭頸部外科学【耳鼻咽喉科学】

元教授 田中文男(大11~昭15) 小田大吉(昭15~21)
高原滋夫(昭21~49) 小倉義郎(昭49~63)
増田游(昭63~平11) 西崎和則(平11~令2)
教授(医博)安藤瑞生
講師(医博)菅谷明子

放射線医学【放射線医学】

元教授 武田俊光(昭21~39) 山本道夫(昭39~57)
青野要(昭57~平元) 平木祥夫(平元~16)
金澤右(平16~令3)
教授(医博)平木隆夫
准教授(医博)松井裕輔

産科・婦人科学【産科婦人科学】

元教授 安藤画一(大11~昭9) 八木日出雄(昭9~33)
橋本清(昭33~48) 関場香(昭48~平4)
工藤尚文(平4~15) 平松祐司(平15~29)
教授(医博)増山寿
准教授(医博)中村圭一郎
講師(医博)衛藤英理子

麻醉・蘇生学【麻醉・蘇生学】

元教授 小坂二度見(昭40~平3) 平川方久(平3~14)
森田潔(平14~25)
教授(医博)森松博史
教授(医博)岩崎達雄

脳神経外科学【脳神経外科学】

元教授 西本詮(昭41~平3) 大本堯史(平3~15)

伊 達 勲 (平 15~令 5)
教授 (医 博) 田 中 將 太
講 師 (医 博) 平 松 匡 史
講 師 (医 博) 石 田 穰 治

総合内科学【臨床検査医学】

元教授 原 田 英 雄 (昭 57~平 10) 小 出 典 男 (平 11 ~23)
教授 (医 博) 大 塚 文 男
講 師 (医 博) 小 比 賀 美 香 子
講 師 (医 博) 德 増 一 樹

循環器内科学【循環器内科学】

元教授 原 岡 昭 一 (昭 56~平 6) 大 江 透 (平 6 ~20)
伊 藤 浩 (平 21~令 5)
教授 (医 博) 湯 浅 慎 介
准教授 (医 博) 三 好 亨

心臓血管外科学【心臓血管外科学】

元教授 古 元 嘉 昭 (昭 61~平 5) 佐 野 俊 二 (平 5~28)
教授 (医 博) 笠 原 真 悟
准教授 (医 博) 小 谷 恭 弘
講 師 (医 博) 黒 子 洋 介

脳神経内科学【神経内科学】

元教授 高 坂 睦 年 (昭 44~54) 庄 盛 敏 廉 (昭 54~平 10)
阿 部 康 二 (平 10~令 3)
教授 (医 博) 石 浦 浩 之
准教授 (医 博) 山 下 徹
講 師 (医 博) 森 原 隆 太

救命救急・災害医学【救急医学】

元教授 氏 家 良 人 (平 12~27)
教授 (医 博) 中 尾 篤 典
准教授 (医 博) 内 藤 宏 道
講 師 (医 博) 湯 本 哲 也

形成再建外科学【形成外科学】

元教授 光 嶋 勲 (平 12~16) 木 股 敬 裕 (平 16~令 6)
教授 (医 博) 高 成 啓 介

臨床遺伝子医療学

元教授 豊岡伸一(平25~29)
教授(医博)平沢晃

【分子細胞医学研究施設】

病態生理・創薬学【分子腫瘍学】【分子遺伝学】【病態遺伝子解析部門】

元教授 矢部芳郎(昭42~平6) 清水憲二(平6~23)
教授(医博)中山雅敬
准教授(理博)大内田守

腫瘍微小環境学【病態分子生物学部門】

元教授 小田琢三(昭40~平元) 関周司(平元~11)
加藤宣之(平11~令2)
教授(医博)富樫庸介

細胞生物学【細胞生理学部門】

元教授 佐藤二郎(昭41~平2) 難波正義(平2~13)
許南浩(平13~24)
教授(医博)阪口政清
講師(工博)村田等

臓器創造医療・生命医工学【細胞化学】【細胞工学部門】

元教授 保田立二(昭63~平23)
講師(医博)小渕浩嗣

神経情報学【神経情報学部門】

元教授 森昭胤(昭47~平7) 小川紀雄(平7~18)

組織機能修復学

教授(医博)寶田剛志
講師(医博)高尾知佳

老年医学

元教授 谷崎勝朗(昭61~平17) 光延文裕(平20~令7)

臨床薬剤学【薬剤部】

元教授 千堂年昭(平21~令3)
教授(薬博)座間味義人

講師(薬博)濱野裕章

医療情報学【医療情報部】

元教授 太田吉夫(平15~平24)

合地 明(平24~平28)

教授(医博)郷原英夫

呼吸器・アレルギー内科

准教授(医博)大橋圭明

感染症内科

准教授(医博)萩谷英大

肝・胆・膵外科

講師(医博)高木弘誠

病理診断科

教授(医博)柳井広之

講師(医博)田中健大

緩和支援医療科

医療安全管理部

手術部

講師(医博)松岡義和

循環器疾患集中治療部

講師(医博)杜徳尚

放射線部

集中治療部

講師(医博)清水一好

総合リハビリテーション部

講師(医博)濱田全紀

周産母子センター

【輸血・細胞療法部】【輸血部】

准教授（医 博）藤 井 伸 治

周術期管理センター

新医療研究開発センター

教 授（医 博）王 英 正

教 授（医 博）渡 部 昌 実

教 授（医 博）掘 田 勝 幸

教 授（医 博）櫻 井 淳

准教授（医 博）田 澤 大

総合患者支援センター

准教授（医 博）石 井 亜矢乃

光学医療診療部

講 師（医 博）松 本 和 幸

高度救命救急センター

講 師（医 博）塚 原 紘 平

腫瘍センター

元教授 田 端 雅 弘（平 18～令 7）

准教授（医 博）香 川 俊 輔

准教授（医 博）市 原 英 基

血液浄化療法部

内分泌センター

臓器移植医療センター

准教授（医 博）杉 本 誠一郎

低侵襲治療センター

IVRセンター

准教授（医 博）杉 生 憲 志
准教授（医 博）馬 場 健 児
講 師（医 博）中 川 晃 志

ジェンダーセンター

教 授（医 博）難 波 祐三郎
講 師（医 博）松 本 洋 輔

炎症性腸疾患センター

准教授（医 博）平 岡 佐規子

運動器疼痛センター

教 授（医 博）西 田 圭一郎

ゲノム医療総合推進センター

准教授（工 博）富 田 秀 太

ダイバーシティ推進センター

聴覚支援センター

准教授（医 博）片 岡 祐 子

19. 医学部の沿革

明治3年(1870年)

4月 岡山藩は備前国上道郡門田村操山の麓(今の東山公園)に医学館を設置し、陰暦5月25日(陽暦6月23日)より医学教育を始めた。学科は解剖学、人身窮理学、薬剤学、病理学、内科学、繙帯学、外科学、眼科学、産科学、中毒学、翻訳の11科目であった。

6月 オランダ軍医ロイトル(Franciscus Johannes Antonius de Ruijter)を医学館教師に招聘した。医学館に隣接して岡山藩医学館大病院を設け、患者の治療を始めた。

明治4年(1871年)

7月 オランダ人教師ロイトルが辞任した。

岡山中之町(現岡山市表町1丁目)に岡山藩医学館小病院を併設した。

明治5年(1872年)

1月 医学館を医学所と改称した。

2月 医学所及び大病院を閉鎖し、小病院のみとした。

4月 医学所、大病院を再興し、生田安宅が総括となった。

7月 岡山中之町に医学所と大病院を移転し、同小病院を合併して病院と称した。病院内に医学所(医学教場とも称す)を設置した。

明治6年(1873年)

8月 病院を岡山栄町(現岡山市表町2丁目)に移転した。

11月 岡山県病院として文部省の許可を得て医学の講義を開始した。生田安宅が病院治療方兼教授となった。

明治8年(1875年)

8月 米人ワーレス・テイラー(Wallace Taylor)を招聘した(12月に辞任)。

初めて病院長制がつくられ、生田安宅が初代病院長に就任した。

明治9年(1876年)

4月 岡山県病院を岡山県公立病院と改称し、医学教場をその附属とした。

6月 病院長に若栗章が就任した。

明治10年(1877年)

石坂堅壮(医学館設立時の教授、当時倉敷在)、肝臓ジストマを発見した。

1月 八浜支病院を設置した。

7月 真島支病院を設置した。

9月 八浜支病院を廃止した。

明治12年(1879年)

3月 岡山県公立病院を岡山県病院と改称した。栄町から弓之町(現岡山市弓之町)に移転した。

4月 米人宣教医師ベリー(John C. Berry)が医学顧問となり、診療に従事した(明治17年3月に辞任)。

10月 清野勇が病院長兼医学教頭となった。医学教育近代化を推進した。

明治13年(1880年)

1月 真島支病院を廃止した。

3月 県病院、医学教場を岡山区弓之町旧県庁跡へ改築移転した。

9月 医学教場は病院より分離し、岡山県医学校として独立した。菅之芳が学校長兼副病院長に就任した。病院長は清野勇が続任した。

明治15年(1882年)

4月 東大医学部卒業生に続き、岡山県医学校卒業生は、内務省の試験を受けることなく開業免状が交付されることになった。

明治16年(1883年)

- 8月 甲種医学校の許可を受け、西日本最大の医育機関となった。甲種医学校（千葉、愛知、金沢、大阪、三重、神戸、和歌山、岡山、広島、長崎）
- 明治17年（1884年）
- 5月 校舎を岡山城内西丸（元内山下小学校）に移転した。
- 6月 岡山県医学校第一回卒業生（11人）を出した。
- 明治18年（1885年）
- 8月 明治天皇が岡山県医学校に行幸された。
- 明治19年（1886年）
- 4月 全国を5区に分割し、各区に1つの高等中学校を設置することとなり、第3区の高等中学校の本部が京都に置かれ、岡山は第3区に属した。
- 明治20年（1887年）
- 8月 各高等中学校に医学部が設置されることになり、第一を千葉、第二を仙台、第三を岡山、第四を金沢に設置、次いで第五を長崎に置くことになった。
- 9月 県医学校生であった石井十次が孤児教育会（後の岡山孤児院）を設立した。
- 明治21年（1888年）
- 3月 岡山県医学校長菅之芳が第三高等中学校医学部長に任命され、岡山県医学校を廃止した。
- 4月 第三高等中学校医学部を開設した。校舎は旧岡山県医学校舎で、生徒は岡山県医学校生徒と各府県の旧医学校生徒を引き継いだ。学科目は英語、動物学、植物学、物理学、化学、解剖学、組織学、生理学、薬物学、病理学、外科病理学、内科学、外科学、眼科学、産科婦人科学、裁判医学、衛生学、体操の18科目であった。すべての臨床講義と診療の実習は、岡山県病院で行った。
- 明治22年（1889年）
- 2月 岡山医学会の最初の講演会を開催した。（→12月 「岡山医学会雑誌」第一号を刊行。）
- 5月 岡山内山下（現日本銀行および旧日本銀行にわたる電車道に面した一帯）に第三高等中学校医学部校舎の建築を開始した。
- 明治23年（1890年）
- 2月 第三高等中学校医学部に薬学科を附設した。同科の学科目は英語、動物学、植物学、鉱物学、物理学、化学、分析、生理学、製薬学、調剤学、薬局方、体操の12科目であった。
- 7月 医学部構内に病院、医学部校舎が竣工した。
- 明治24年（1891年）
- 7月 内山下に岡山県病院が竣工した。
- 明治26年（1893年）
- 9月 医科と薬学科の学科目中の英語を外国語と改め、裁判医学を法医学と改めた。
- 明治27年（1894年）
- 6月 高等学校令が布かれ、9月11日から第三高等中学校医学部を第三高等学校医学部に改称した。附設薬学科を廃止した。
- 明治28年（1895年）
- 8月 卒業生は医学得業士と称することができ、元第三高等中学校医学部卒業生は学力検定の上、得業士と称することができるよう規定した。
- 明治34年（1901年）
- 4月 第一、第二、第三、第四、第五高等学校医学部はそれぞれ千葉、仙台、岡山、金沢、長崎医学専門学校となった。
- 6月 菅之芳を校長（勅任官）に任命した。
- 明治37年（1904年）
- 5月 岡山医学専門学校教授（病理学）桂田富士郎が日本住血吸虫を発見した。
- 明治40年（1907年）
- 泰佐八郎（明治28年第三高等中学校医学部卒業）がベルリンのコッホ研究所に留学した（後にエールリッヒと共にサルバルサンを発見した。昭和8年学士院会員）。
- 大正元年（1912年）
- 11月 桂田富士郎教授が休職を命ぜられた。復職を要求して学生大会が開催され、医専紛争が始まった。

大正2年(1913年)

6月 菅校長が辞表を提出する事により紛争は終結した。

7月 筒井八百珠(千葉医学専門学校教授)が後任として着任した。

上坂熊勝教授が「脳神経起首の研究」により医学関係ではじめて学士院恩賜賞を受賞した。

大正6年(1917年)

1月 旧御津郡鹿田村に岡山医学専門学校校舎と岡山県病院建築を着工した(大正10年竣工)。

大正7年(1918年)

5月 桂田富士郎、京大教授藤浪鑑と共に「日本住血吸虫に関する研究」で帝国学士院賞を授与した。

大正10年(1921年)

4月 鹿田地区に新築された岡山県病院が文部省に移管され、岡山医学専門学校附属医院となった。

10月 医学部正門横の門衛所が竣工した。

大正11年(1922年)

3月 岡山医学専門学校を廃止した。

4月 岡山医科大学を設置し、教授藤田秀太郎を初代の医科大学長に任命した。

学科目は、解剖学、生理学、医化学、細菌学、薬物学、病理学、衛生学、法医学、内科学、外科学、産科婦人科学、皮膚科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、小児科学、精神病学の16科目であった。千葉、新潟、金沢、長崎も医科大学として発足した。

医科大学の設置に伴い、病院を岡山医科大学附属医院に改称した。

大正15年(1926年)

3月 岡山医科大学第1回卒業式を挙行し、23名の卒業生を送った。

9月 医学部附属図書館を設置した。

昭和3年(1928年)

12月 欧文誌 *Arbeiten aus der Medizinischen Universität zu Okayama* (後の *Acta Medica Okayama*) を創刊した。

昭和6年(1931年)

4月 混合病棟が竣工した。

昭和7年(1932年)

3月 生化学研究棟・講堂が竣工した。

5月 岡山医学同窓会を創立した。

12月 岡山医学同窓会報を創刊した。

昭和8年(1933年)

3月 栄養学研究棟が竣工した。

昭和13年(1938年)

5月 生化学清水多栄教授が「胆汁酸の化学と生理」で帝国学士院賞を受賞した。

昭和14年(1939年)

5月 臨時附属医学専門部を設置した。

6月 学旗制定式を行った。

7月 鳥取県東伯郡三朝村に三朝温泉療養所を設置した。

昭和17年(1942年)

5月 岡山医科大学創立20周年記念式典を挙行した。

7月 教授の定年を60歳とした。

昭和18年(1943年)

1月 三朝に放射能泉研究所を開設し、三朝温泉療養所を附属医院とした。

10月 結城貞昭奨学賞(現岡山医学会賞結城賞)を設けた。

昭和19年(1944年)

4月 臨時医学専門部を医学専門部に改めた。

昭和20年(1945年)

- 6月 岡山大空襲（29日）を受け、大学内の木造建築の多くを焼失した。
昭和21年（1946年）
- 3月 教授の定年を65歳とした。
8月 医学実地修練（インターン）制度を開始した。
昭和22年（1947年）
- 4月 附属医学専門部の修業年限を5年に延長した。
昭和24年（1949年）
- 5月 国立学校設置法が公布され、岡山大学の学部組織は法文・教育・理・農・医の5学部とし、岡山医科大学は岡山医科大学附属専門部と共に岡山大学に包括され、岡山大学医学部となり、医学部附属の教育研究施設として、附属病院・同三朝分院・同金光分院・同本島分院を設置した。医学部附属病院に12診療科（第一内科、第二内科、第一外科、第二外科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、精神科、放射線科、歯科）を設置した。
放射能泉研究所を岡山大学温泉研究所として附置した。
- 6月 第一回入試を実施した（2年の課程修了後に改めて選抜入学させる制度）。
林道倫教授を初代岡山大学長、遠藤中節教授を初代医学部長、根岸博教授を附属病院長に任命した。
昭和25年（1950年）
- 4月 旧制医科大学最後の入学者を受け入れた（→昭和29年3月25日に卒業）。
開設講座（括弧内は講座数）：解剖学（3）、生理学（1）、生化学（1）、細菌学（1）、薬理学（1）、病理学（2）、衛生学（1）、法医学（1）、内科学（2）、外科学（2）、産科学婦人科学（1）、皮膚泌尿器科学（1）、眼科学（1）、耳鼻咽喉科学（1）、小児科学（1）、精神病学（1）、放射線科学（1）、歯科学（1）、温泉内科学（1）、温泉化学（1）であった。解剖学第三講座を寄生虫学に転用した。
- 11月 生化学教授清水多栄が日本学士院会員に選任された。
昭和26年（1951年）
- 3月 岡山大学放射能泉研究所を温泉研究所に改称した。
附属病院に三朝分院、金光分院及び本島分院を設置した。
昭和27年（1952年）
- 3月 岡山医科大学附属専門部を廃止した。
昭和29年（1954年）
- 3月 岡山医科大学最後の卒業証書授与式を挙行了。
4月 整形外科学・生理学（第二）及び公衆衛生学を新設した。
昭和30年（1955年）
- 4月 医学部の修業年限が4年から6年となり、2年の進学課程と4年の専門課程に分けられた。岡山大学に大学院を設置し、医学研究科の課程を定めた。
7月 森永砒素ミルク事件が発生し、岡山大学関係者により原因を究明した。
附属学校として助産婦学校を設置した。
昭和32年（1957年）
- 3月 基礎医学研究棟第一期工事が竣工した。
4月 附属学校として診療エックス線技師学校を設置した。
金光分院を廃止した。
昭和33年（1958年）
- 新医学教育課程（いわゆる岡山方式。少人数臨床教育）を開始した。
4月 附属病院の産婦人科を産科婦人科に、精神科を精神科神経科に改称した。
昭和34年（1959年）
- 3月 新制大学院の課程修了により初めて学位を授与した。
昭和35年（1960年）
- 3月 岡山医科大学を廃止した。（旧学位制度廃止）
4月 附属癌源研究施設を設置し、病理研究部門を設置した。
昭和36年（1961年）
- 4月 皮膚泌尿器科学講座が皮膚科学講座と泌尿器科学講座に分離した。

- 6月 附属病院に中央検査部、中央手術部、中央材料部、中央物療部を設置した。
昭和37年(1962年)
- 4月 本島分院を本島分室と改称した。
附属病院に中央麻酔部と共同実験室を設置した。
- 7月 附属癌源研究施設に代謝研究部門を増設した。
昭和38年(1963年) 林原賞を設けた。
- 昭和39年(1964年)
- 3月 基礎医学研究棟第一期工事が竣工した。
- 4月 寄生虫学講座を設置した。
歯科学講座を口腔外科学講座と改称した。
附属学校として衛生検査技師学校を設置した。
- 5月 耳鼻咽喉科高原滋夫教授が「無カタラーゼ血液症の発見とその研究」で学士院賞を受賞した。
- 6月 解剖実習棟が竣工した。
- 昭和40年(1965年)
- 4月 麻酔学講座を設置した。
解剖学第三講座を再設置した。
癌源研究施設ウイルス部門を増設した。
三朝分院を官制化した。
- 5月 内科学山岡憲二元教授が「血色素並びに胆汁色素の研究」で学士院賞を受賞した。
- 昭和41年(1966年)
- 4月 脳神経外科学講座を設置した。
- 昭和42年(1967年)
- 3月 医学図書館が竣工した。
- 4月 内科学第三講座を設置した。
- 5月 温泉研究所にリハビリテーション医学部門を設置した。
- 12月 附属病院三朝分院本館が竣工した。
- 昭和43年(1968年)
- 3月 基礎医学研究棟第二期工事が竣工した。
- 4月 附属病院三朝分院にリハビリテーション施設を設置した。
- 5月 医師実地修練(インターン)制度を廃止した。
- 7月 附属癌源研究施設の代謝研究部門を生化学研究部門に改称した。
- 昭和44年(1969年)
- 1月 学生が「5項目」を要求して学園紛争が勃発した。医学部本館の一部(現医学部基礎医学棟共同実験室付近)を全共闘学生が封鎖占拠した。
- 3月 体育館が竣工した。
- 4月 薬学科を設置した。
附属脳代謝研究施設を設置し、病態生化学部門を新設した。
診療エックス線技師学校を診療放射線技師学校(三年制)に改めた。
- 9月 医学部に機動隊が入り、封鎖を解いた。授業を再開した。
- 12月 創立100周年事業として武道場が竣工した。附属病院西病棟が竣工した。
- 昭和45年(1970年)
- 4月 薬学科に薬化学、生理化学及び生薬学講座を配置した。
附属病院に集中治療部、人工腎臓室を設置した。
- 9月 百周年記念会館が竣工した。
- 10月 医学部創立百周年記念式典を挙行了した。
- 昭和46年(1971年)
- 4月 薬学科に薬物学及び衛生化学講座を設置した。
- 昭和47年(1972年)
- 4月 薬学科に薬品化学及び薬剤学講座を設置した。
附属脳代謝研究施設に機能生化学部門を設置した。
附属衛生検査技師学校を附属臨床検査技師学校(三年制)に改組した。

5月 医学部附属脳代謝研究施設病態生化学部門の診療科として、医学部附属病院に脳代謝精神科を配置した。

昭和48年(1973年)

3月 附属総合動物実験室棟が竣工した。

4月 大学院に薬学研究科を設置した。

附属衛生検査技師学校を廃止した。

医学部附属病院中央物療部を理学療法部と改称した。

三朝分院のリハビリテーション施設をリハビリテーション部と改称した。

昭和49年(1974年)

4月 ウイルス学講座を設置した。

附属病院に中央放射線部を設置した。

6月 RI 共同利用施設が竣工した。

昭和50年(1975年)

2月 アイソトープ研究センターが業務を開始した。

4月 製薬化学科を設置した。

7月 中央診療棟、北病棟が竣工した。

10月 附属病院に分娩部を設置した。

昭和51年(1976年)

3月 基礎医学講義実習棟が竣工した。

4月 製薬化学科に製品分析学講座及び製品物理化学講座を設置した。

学校教育法の一部改正により、医学部附属の各種学校が専修学校となった。

附属病院に核医学診療室を設置した。

5月 附属病院に看護部を設置した。

薬学科及び製薬化学科が分離独立し、薬学部(薬学科7講座、製薬化学科6講座)を設置した。

昭和52年(1977年)

4月 温泉研究所の温泉医学部門を温泉内科学部門と改称した。

10月 附属病院に病理部を設置した。

昭和53年(1978年) 砂田賞を設けた。

4月 附属脳代謝研究施設に発達神経科学部門を設置した。

附属病院三朝分院に看護部を設置した。

10月 附属病院三朝分院に検査部を設置した。

昭和54年(1979年)

2月 臨床研究棟が竣工した。

5月 臨床講義棟、病理解剖室が竣工した。

10月 歯学部を設置した。

附属病院に救急部を設置した。

昭和57年(1982年)

8月 附属動物実験施設棟が竣工した。

昭和58年(1983年)

4月 附属病院に輸血部を増設した。

昭和59年(1984年)

3月 MRI 断層撮影装置室が完成した。

4月 附属病院に高気圧治療部を設置した。

5月 解剖学新見嘉兵衛教授が「視床に関する研究」で学士院賞を受賞した。

昭和60年(1985年) 山田賞、新見賞を設けた。

4月 岡山大学温泉研究所の改組に伴い、医学部附属環境病態研究施設を設置し、環境病態部門、(①基礎環境病態学分野、②成人病学分野、③リハビリテーション外科学分野)を設置した。

8月 附属病院外来診療棟が竣工した。

高原滋夫名誉教授が、「アカタラセミア」の発見、国内初の難聴学級開設で文化功労者に選ばれた。

昭和 61 年（1986 年）

10 月 岡山大学医療技術短期大学部（看護学科、診療放射線技術学科、衛生技術学科）を併設した。

昭和 62 年（1987 年）

4 月 医療技術短期大学部が第一期生を受け入れた。
麻酔科を麻酔科蘇生科と改称した。

5 月 アイソトープ総合センターを設置した。
臨床検査医学講座を設置した。
附属病院に小児神経科を設置した。

12 月 医療短期大学部棟が竣工した。

平成元年（1989 年）

3 月 附属病院管理棟・研究棟が竣工した。
附属看護学校、附属診療放射線技師学校及び附属臨床検査技師学校を廃止した。

4 月 附属病院に栄養管理室を設置した。

5 月 分子医化学講座を設置した。

平成 2 年（1990 年）

3 月 附属助産婦学校を廃止した。

4 月 医療技術短期大学部に専攻科助産学特別専攻を設置した。

平成 3 年（1991 年）

4 月 附属癌源研究施設及び環境病態研究施設の改組・転換に伴い、附属分子細胞医学研究施設を設置し、病態遺伝子解析部門・病態分子生物学部門・細胞生物学部門・細胞工学部門・分子病態解析部門（客員研究部門）を配置した。
循環器内科学講座及び心臓血管外科学講座を設置した。

平成 4 年（1992 年）

4 月 附属脳代謝研究施設の改組・転換に伴い、神経内科学講座及び小児神経学講座並びに附属分子細胞医学研究施設神経情報学部門を設置した。

平成 5 年（1993 年）

1 月 アイソトープ総合センターが竣工した。

4 月 附属病院に結石治療室を設置した。

平成 6 年（1994 年）

6 月 附属病院に循環器内科を設置した。

9 月 岡山大学教養部を廃止した。

平成 7 年（1995 年）

4 月 6 年一貫教育を開始した。

6 月 岡山大学校友会を設立した（岡山大学学友会は 7 月解散）

平成 8 年（1996 年）

4 月 附属病院に冠動脈疾患治療部、物流管理センターを設置した。

5 月 附属病院に心臓血管外科を設置した。

平成 9 年（1997 年）

4 月 附属病院に医療情報部を設置した。

平成 10 年（1998 年）

10 月 医療技術短期大学部の改組・転換により、看護学、放射線技術科学及び検査技術科学の 3 専攻からなる保健学科を設置した。

12 月 医学部 R I 研究センターを廃止し、岡山大学アイソトープ総合センターに統合した。

平成 11 年（1999 年）

4 月 救急医学講座を設置した。
寄生虫学講座を生体防御医学講座と改称した。
附属病院に治験センターを設置した。
物流管理センターを物流センターに改組した。

12 月 基礎研究棟第一期工事が竣工した。

附属病院に卒後臨床研修センターを設置した。

平成 12 年（2000 年） 学士編入学制度（3 年次編入）を開始した。

- 3月 本島分院を廃止した。
- 4月 形成外科学を設置した。
- 平成13年(2001年)
- 4月 医学部医学科の38講座、6部門を廃止し、4専攻9大講座制を採る大学院医歯学総合研究科を設置した。
- 6月 附属病院に医療安全管理部を設置した。
- 平成14年(2002年)
- 4月 三朝分院を本院に統合し、三朝医療センターを設置した。理学療法部を廃止・転換し、リハビリテーション部を設置した。
附属病院に慢性呼吸器疾患部を設置した。
- 8月 入院棟(第一期棟)が竣工した。
- 平成15年(2003年)
- 4月 大学院医歯学総合研究科に医歯科学専攻(修士課程)を設置した。
附属病院に遺伝子細胞治療センター、高次治療部、総合患者支援センターを設置した。
医学部附属動物実験施設を廃止・転換し、アイソトープ総合センター、遺伝子実験施設及び機器分析センターを統合して、自然生命科学研究支援センターを設置した。
大学院保健学研究科(修士課程)を設置した。
- 10月 医学部附属病院と歯学部附属病院を統合し、医学部・歯学部附属病院を設置した。
光学医療診療部を設置した。
リハビリテーション部を総合リハビリテーション部に、冠動脈疾患治療部を循環器疾患治療部に、人工腎臓室を血液浄化療法部に改称した。
- 12月 総合教育研究棟が竣工した。
- 平成16年(2004年)
- 4月 岡山大学は法人化され、「国立大学法人岡山大学」となった。
附属病院に臨床栄養部および感染制御部を設置した。
- 10月 中央材料部を廃止し、物流センターに統合した。
ME機器センターを設置した。
- 平成17年(2005年)
- 4月 大学院医歯学総合研究科と大学院自然科学研究科(薬学系)を統合し、大学院医歯薬学総合研究科を設置した(5専攻、11大講座)。
大学院医歯薬学総合研究科に医歯科学専攻(修士課程)を設置した。
創薬生命科学専攻(博士前期課程)を設置した。
大学院保健学研究科に博士後期課程を設置し、修士課程を博士前期課程とした。
附属病院に地域医療連携室を設置した。
- 平成18年(2006年)岡山医学同窓会の名称を鶴翔会とした。
- 3月 高気圧治療部を廃止した。
- 9月 内分泌センターを設置した。
- 10月 腫瘍センターを設置した。
- 平成19年(2007年)
- 1月 医療法上の病院名を岡山大学病院、岡山大学病院三朝医療センターと改称した。
- 9月 一般外科、小児外科を廃止した。
- 10月 医療機器安全管理室を設置した。
- 11月 入院棟(第二期棟)が竣工した。
- 平成20年(2008年)
- 1月 基礎研究棟第二期工事が竣工した。
- 3月 分娩部を廃止し、周産母子センターを設置した。
地域医療連携室を廃止し、総合患者支援センターに統合した。
- 4月 岡山大学病院に教授会を設置した。
- 6月 岡山大学病院に救急科、病理診断科を設置した。
呼吸器内科を呼吸器・アレルギー内科に、リウマチ・膠原病・アレルギー科をリウマチ・膠原病内科に改称した。
- 10月 岡山大学病院の中央検査部、中央放射線部、中央手術部、循環器疾患治療部、高次治療

部をそれぞれ、検査部、放射線部、手術部、循環器疾患集中治療部、救急集中治療部に改称した。

平成21年（2009年）学士編入学制度を2年次編入に変更した。

2月 大学病院に小児頭蓋顔面形成センターを設置した。

4月 大学病院に教授ポストを新設した。

国の緊急医師確保対策に基づく「地域枠」を設置し、岡山県、広島県、兵庫県、鳥取県の地域枠を設けた。

組織上の病院名を岡山大学病院、岡山大学病院三朝医療センターに改称した。

6月 岡山大学病院に新医療研究開発センターを設置した。

平成22年（2010年）末丸賞を設けた。

9月 大学病院にジェンダーセンターを設置した。

11月 大学病院に小児循環器科、周術期管理センター、経営戦略支援部を設置し、麻酔部を廃止した。

平成23年（2011年）

1月 大学病院に臓器移植医療センターを設置した。

2月 大学病院に超音波診断センターを設置した。

3月 医学資料室・研究棟（旧生化学棟）を耐震改修した。

基礎医学講義実習棟を耐震改修した。

4月 大学病院に地域がん登録室を設置した。

5月 大学病院に運動器疼痛性疾患治療研究センターを設置した。

7月 大学病院の治験センターを廃止し、新医療研究開発センター治験推進部に移行した。

10月 大学病院の救急部および救急集中治療部を廃止し、3次救急センターを設置した。

大学病院の遺伝子・細胞治療センターを廃止し、新医療研究開発センター探索的医薬品開発室に移行した。

11月 大学病院に小児外科を再設置した。

平成24年（2012年）岡山医学会賞の各賞を見直し、総合医学研究奨励賞（結城賞）、がん研究奨励賞（林原・山田賞）、胸部循環研究奨励賞（砂田賞）、脳研究奨励賞（新見賞）、医学教育奨励賞（末丸賞）とした。

4月 岡山大学病院が災害拠点病院、高度救命救急センターに指定された。（3次救急センターを高度救命救急センターに改称した）

大学病院に頭頸部がんセンター、低侵襲治療センター、糖尿病センター、認知症疾患医療センターを設置した。

大学病院の総合診療内科を総合内科に改称した。

大学病院三朝医療センターのリハビリテーション科を廃止し入院機能を休止した。

6月 大学病院にIVRセンターを設置した。

7月 地域医療人育成センター（通称：マスカットキューブ）が竣工した。（9月開所式挙行）

9月 大学病院に小児医療センター（小児科、小児外科、小児神経科、小児循環器科、小児歯科、小児放射線科）を設置した。

10月 総合診療棟Ⅰ期（東棟）が竣工した。

11月 大学病院に小児血液・腫瘍科を設置した。

平成25年（2013年）26年度入試より一般入試（後期日程）を廃止し、推薦入試（地域枠を対象）を導入した。

4月 臨床遺伝子医療学分野を設置した。

岡山大学病院が臨床研究中核病院に選定された。

大学病院に緩和支援医療科を設置した。

5月 大学病院に小児麻酔科を設置した。

10月 大学病院に臨床工学部を設置した。

11月 Junko Fukutake Hall（通称：J Hall）が竣工した。

12月 大学病院にてんかんセンター、小児放射線科を設置した。

平成26年（2014年）国際バカロレア入試を導入した。

3月 臨床研究棟を耐震改修した。

4月 岡山大学附属図書館・鹿田分館を耐震改修した。

- 大学病院にサルコーマセンター、看護研究・教育センターを設置した。
- 5月 医学資料棟（旧栄養学棟）を耐震改修した。
- 8月 大学病院に成人先天性心疾患センターを設置した。
- 9月 岡山大学が文部科学省の「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の橋渡し研究支援拠点（代表：医歯薬学総合研究科）に選定された。
- 平成27年（2015年）
- 1月 医歯薬融合型教育研究拠点施設が竣工した。（7月竣工式挙行）
診療参加型臨床実習の期間を72週とした。
- 平成28年（2016年）
- 6月 医学教育分野別認証評価を受審した。
- 9月 大学病院に炎症性腸疾患センターを設置した。
- 10月 総合診療棟Ⅱ期（西棟）が竣工した。（本格運用平成29年5月）
- 11月 大学病院に国際診療支援センターを設置した。
- 平成29年（2017年）
- 3月 大学病院が医療法上の臨床研究中核病院に認定された。
- 4月 大学病院に高難度新規医療管理部を設置した。
- 5月 大学病院に侵襲性歯周炎センターを設置した。
- 7月 大学病院に放射線診療品質管理室を設置した。
- 12月 大学院医歯薬学総合研究科附属医療教育統合開発センターを医療教育センターに改称した。
大学病院にゲノム医療総合推進センターを設置し、それに伴いバイオバンクを廃止した。
- 平成30年（2018年）
- 2月 大学病院に小児心臓血管外科を設置した。
- 4月 大学病院の救急科を救命救急科に改称、また大学病院に院内がん登録室を設置した。
- 6月 大学病院の神経内科を脳神経内科に改称した。
- 9月 大学病院に臨床遺伝子診療科を設置した。
- 10月 大学病院にデンタルインプラントセンター、リプロダクションセンターを設置した。
- 11月 大学病院に漢方臨床教育センターを設置した。
- 平成31年（2019年）
- 3月 大学病院の看護研究・教育センターを廃止した。
- 4月 大学病院の総合内科を総合内科・総合診療科に改称した。
大学病院にバイオバンクを再設置、ダイバーシティ推進センター、看護教育センターを設置した。
- 令和元年（2019年）
- 12月 岡山大学病院のダイバーシティ推進センターを中央診療施設等へ新たに設置した。
岡山大学病院に小児心身医療科を設置した。
- 令和2年（2020年）医学部創立150周年を迎えた。（式典は1年延期）
- 4月 岡山大学病院の臨床工学部を廃止し、臨床工学センターを設置した。
- 6月 鹿田会館（旧生化学棟）講堂を整備改修した。
- 令和3年（2021年）
- 11月 医学部創立150周年記念式典を挙行了した。
- 12月 鹿田会館（旧生化学棟）に鶴翔会事務局を移転した。
- 令和4年（2022年）
- 3月 鹿田会館（旧生化学棟）に医学資料室をリニューアルオープンした。
- 令和5年（2023年）
- 4月 大学院医歯薬学総合研究科の生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻及び社会環境生命科学専攻を統合し、医歯薬学専攻を設置した。
- 5月 医学教育分野別認証評価を受審した。

鹿田キャンパス



鹿田地区

1	管理棟
2	外来診療棟（医科）
3	中央診療棟
4	入院棟
5	総合診療棟
6	歯学部棟・外来診療棟（医科・歯科）
7	臨床研究棟
8	臨床講義棟及び病理部
9	旧RI研究センター
10	総合教育研究棟
11	基礎研究棟
12	基礎医学棟 中性子医療研究センター
13	基礎医学講義実習棟
14	鹿田会館・講堂（旧生化学棟）
15	医学資料棟（旧栄養学棟）

16	附属図書館鹿田分館
17	記念会館
18	保健学科棟
19	体育館
20	武道場
21	校友会クラブ棟
22	地域医療人育成センターおかやま（MUSCAT CUBE）
23	Junko Fukutake Hall
24	医歯薬融合型教育研究棟
25	自然生命科学研究支援センター 動物資源部門鹿田施設
26	自然生命科学研究支援センター 光・放射線情報解析部門鹿田施設
27	鹿田パーキングモール
28	総合トリアージ・ステーション